

この10年を振り返り、未来へ

社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会 法人設立70周年 記念小史

平成27年～令和7年(2015～2025)



目 次

ごあいさつ	1
祝辞	2
1 現在推進中の第 6 次県社協活動計画の構成・推進体系	7
2 10 年の歩み／概略	9
3 10 年の歩み	
第6次活動計画・重点目標に基づく主要事業の取組紹介	12
3-1. 社会的孤立への対応	13
3-2. 市町村社協とともに地域福祉の基盤づくり	17
3-3. 相談支援・生活支援と権利擁護の充実	21
3-4. 多様な主体や社会資源がつながる地域づくりの支援	31
3-5. 地域福祉を支える組織や専門職の確保・養成	42
3-6. 自然災害への対応	51
4 組織基盤の強化にかかる取組	58
5 未来への決意	63
6 資料編	66
(1) 和歌山県社会福祉協議会 歴代会長・副会長	
(2) 和歌山県社会福祉協議会活動計画の策定推移	
(3) 和歌山県地域福祉推進フォーラム開催状況（平成 27 年度～令和 6 年度）	
(4) (参考資料) 社会福祉協議会基本要項 2025 (全国社会福祉協議会)	

※編集上、本文において、社会福祉協議会＝「社協」、和歌山県社会福祉協議会＝「県社協」、市町村社会福祉協議会＝「市町村社協」、全国社会福祉協議会＝「全社協」と略称表記している場合があります。

発刊にあたって

私ども社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会は、昭和30年12月22日の法人設立以来、本年で70周年の節目を迎えることができました。

これもひとえに、歴代会長並びに役員をはじめとする多くの社会福祉・地域福祉関係の皆様、その他関係各方面の皆様からの御支援、御協力によるものと、深く感謝申し上げます。

本誌は、「和歌山県社会福祉協議会法人設立70周年記念小史」と題し、平成27年度から令和7年度までの10年間を振り返りながら、未来への更なる発展を誓うために発刊するものです。



この10年を振り返りますと、まず、改正社会福祉法（平成28年）による「社会福祉法人制度改革」が進められ、社会福祉法人にはガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上、地域における公益的な取組等が求められることとなり、本会においてもその対応を進めました。

令和2年からの数年間は、新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動が停滞し、失業者や減収者が増加しました。こうした世帯を支援するために「生活福祉資金新型コロナ特例貸付制度」が設けられ、本県では約3万件の貸付を行いました。少子高齢化やつながりの希薄化にコロナ禍が拍車をかけ、近年は更に「社会的孤立」の問題が深刻化するなか、社会福祉協議会は引き続き、生活困窮世帯等の支援（フォローアップ）を取り組んでいます。

一方、全国で多発する災害への対応では、平成28年熊本地震や平成30年西日本豪雨災害、令和6年能登半島地震での職員派遣をはじめ、本県でも令和5年6月の台風2号水害で紀北地域の5市町が災害ボランティアセンターを設置しました。多くのボランティアの力により、あらためて支え合い、助け合いの大切さを痛感するに至りました。

令和5年度には、和歌山県及び社会福祉施設関係団体と「和歌山県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定」を締結して「和歌山D W A T」が誕生し、令和6年能登半島地震における1.5次避難所（金沢市）で活動を行うなど、災害福祉支援体制の強化にも取り組んで参りました。

このような情勢から、現在進行中の第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画（令和4年度～令和8年度）でも「社会的孤立への対応」や「相談支援・生活支援の充実」、「自然災害への対応」等を重点目標に掲げ、「ともに生きる地域社会（わかやま）の実現」を目指して取り組んでいます。

70周年の節目にあたり、これまでの実績を顧みながら、今後も本県の地域福祉推進のため、皆様と共に取り組んでまいりますので、更なる御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げ、記念小史発刊にあたっての挨拶いたします。

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会
会長 宮崎 泉

法人設立 70 周年記念に寄せて

この度は、和歌山県社会福祉協議会が法人設立 70 周年という大きな節目を迎えたこと、心からお祝い申し上げます。

長きにわたり、地域福祉の推進に尽力してこられた歴代会長をはじめ、役職員の皆様、そして関係各位に、深く敬意を表します。

私たち民生委員・児童委員は、地域に暮らす一人ひとりに寄り添い、日々の生活や福祉に関する相談・支援を行う立場として、社会福祉協議会の皆様と共に歩んでまいりました。

これまで、見守り活動や生活支援、災害時の対応など、様々な局面で常に御指導と御協力を賜り、委員活動の基盤を支えていただいたのが社会福祉協議会の皆様であり、そのことにより地域の支え合いの輪を広げることができましたことに、心から感謝申し上げます。

地域福祉の現場において、社会福祉協議会の皆様とともに課題を共有し、手を携えて歩んできた 70 年の歩みは、まさに「共助の精神」の結晶であると感じております。私が民生委員・児童委員になりたての 40 数年前、地元の社会福祉協議会の方から、地域の支え合いの大切なことを教えていただきました。その頃からも、社会福祉協議会の地域をつなぐ精神は健在であったわけです。

少子高齢化や地域のつながりの希薄化など、福祉関係者を取り巻く社会課題はますます多様化・複雑化しています。

しかしながら、70 年にわたり築かれてきた和歌山県社会福祉協議会の「共助と連携の力」は、これから地域づくりにおいても大きな支えとなることでしょう。

私たち民生委員・児童委員も、地域の最前線に立つ者として、その一翼を担い、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、引き続き努力してまいります。

末筆になりますが、和歌山県社会福祉協議会のさらなる御発展をお祈り申し上げます。



和歌山県民生委員児童委員協議会

会長 松下 明

法人設立 70 周年を祝して

この度、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会が法人設立 70 周年を迎えたことを心からお祝い申し上げます。

県社会福祉協議会は設立以来、「地域福祉の推進」に尽力され、また、県内市町村社会福祉協議会の活動を御支援いただいていることに対し、感謝申し上げます。

さて、この 10 年間を顧みますとコロナ禍による影響や自然災害の頻発等で、住民生活は様々な活動が制限されてきました。社会的孤立や経済的困窮者の増加など、多くの地域課題に対し、私ども市町村社会福祉協議会は、それぞれの地域で課題解決に努めてきたところです。

このような中で、住民一人ひとりの暮らしの安心と、誰もが地域で役割を持ち、つながり合える「地域共生社会の実現」に向けて、社会福祉協議会には「協働の中核」の役割が期待されています。

県社会福祉協議会には、今後も市町村社会福祉協議会と連携・協働し、地域共生社会の実現に向けて、さらに活動を御支援いただくことを御期待申し上げます。

70 周年を契機に、更なる御発展を心から御祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。



和歌山県市町村社協連絡協議会
会長 林 保 行

法人設立 70周年を祝して

この度、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会が法人設立 70周年を迎えたことを心からお慶び申し上げます。

和歌山県社会福祉法人経営者協議会は、昭和 50 年に民間社会福祉施設の経営者が自ら研鑽を深め、社会福祉施設の機能強化を図るために設立され、県社会福祉協議会と連携を図りながら地域の生活課題や災害支援体制の整備、福祉人材確保等への対応に取り組んでまいりました。

特に、平成 28 年度の社会福祉法改正により、社会福祉法人には「地域における公益的な取組」が法的に位置づけられ、多様化・複雑化する地域の生活課題の解決に向け、連携・協働がより一層求められています。

少子高齢社会の進展や新型コロナウイルスの影響を一因とした社会的孤立が深刻化する等、社会福祉を取り巻く環境は日々変化する中、今後も諸課題の解決に向け、社会福祉協議会をはじめ関係機関・団体の皆様と連携を強化し、手を取りあって取り組んでいきたいと思います。

70周年を契機に、県社会福祉協議会のさらなる御発展を御祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。



和歌山県社会福祉法人経営者協議会

会長 森 田 昌 伸

— 祝辞 —

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 設立 70 周年に寄せて

この度、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会が 70 周年を迎えられ、記念小史を発刊されますことに対し、心よりお喜びを申し上げます。

昭和 30 年の創設以来永きにわたって社会福祉の向上に大きく寄与され、重要な役割を果たしてこられたことに敬意を表しますとともにこれまでの御尽力に感謝申し上げるものであります。

近年、地域社会における人とのつながりが希薄になり、私たちを取り巻く環境も大変複雑化、多様化しております。このような中で貴協議会の果たす役割は今後ますます重要になってくると思われます。

県身体障害者連盟といたしましても、これからも地域社会の中で当事者団体としての役割を再認識し、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため他団体の皆様方と連携を密にして様々な課題に取り組んでいきたいと思っています。

結びに、この記念小史の発刊に当たられました関係者の皆様に敬意を表しますとともに、和歌山県社会福祉協議会のますますの御発展を御祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。



社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟

会長 西井 幸男

法人設立 70周年を祝して

和歌山県社会福祉協議会創設 70 周年、心よりお祝い申し上げます。

和歌山県ボランティア連絡協議会は昭和 48 年に設立され、以後、県社会福祉協議会の歴史とともに、ボランティア促進の取組を進めてきたところです。昭和 55 年には県ボランティアセンターが県社会福祉協議会に設置され、多くのボランティアが育ち、現在県内のボランティア活動者数は約 2 万 8 千人を数えます。

ここ数年間は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの方の生活に甚大な影響をもたらしました。現在は、日常生活や地域福祉活動、ボランティア活動がようやく、従来どおり戻ってきたところです。

一方、地球温暖化や異常気象が引き起こす災害の規模や頻度は、私たちがこれまで経験してきたものとは異なり、予測を超えるものとなっていきます。近未来、南海トラフ巨大地震が予想される中で、平常時、災害時を問わずボランティアの重要性が年々高まり、私たちが地域社会に果たすべき責務を痛感しています。

県ボランティア連絡協議会は、県社会福祉協議会の御支援のもと、多様化する福祉ニーズに応え、地域の一人ひとりが生きがいを持って暮らしていく社会を目指して今後とも努力いたしたいと存じます。

和歌山県社会福祉協議会の更なる発展を祈念し、お祝いの言葉といたします。



和歌山県ボランティア連絡協議会

会長 佐本綾子

現在推進中の第6次県社協活動計画の構成・推進体系 [令和4年度～8年度]

1

基本理念

わかやま

ともに生きる地域社会の実現をめざして ～ふだんのくらしのしあわせをみんなの力でつくります～

- 基本理念は、関係者からの期待に応えるため、県社協がめざしている地域福祉の姿をわかりやすく伝えるものです。県域で地域福祉を進める力を結集し、県社協会員間の連携・協働を一層強化しながら基本理念の実現に取り組みます。
- 県社協全職員が共有でき、日々の業務を推進する上での“よりどころ”となるものもあります。

今後の福祉ビジョンとして国が推進する「地域共生社会の実現」は、社協がこれまで取り組んできた「地域福祉の推進」を包含し、社協は「協働の中核」の役割を期待されています。県社協は、社会福祉法第110条の規定に基づき、和歌山県内の地域福祉の推進を図るために、市町村社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人等をはじめとする多様な機関との連携・協働を一層強化し、「ともに生きる地域社会」の実現をめざします。

サブタイトルでは、「地域福祉の推進」を県民・関係者にわかりやすく伝えることをイメージし、福祉=「ふだんのくらしのしあわせ」、協働=「みんなの力でつくる」と表現しました。

2

行動指針

基本理念（ビジョン）を実現するための行動指針として、次の6つの指針を定めます。

① 受け止める

課題に気づき、受け止める、断らない（相談・支援）

② 出向く

市町村社協、施設法人等、会員の地域実践や現場の課題を知る

③ まもる 支える

困っている人の生活や権利を守る（護る）、会員の活動をまもる・支える

④ 考える

困っている人に伴走する、寄り添う、一緒に考える、企画する

⑤ つくる

つながりを作る、連携・協働で課題解決を図る、新たな取組を創る

⑥ 育てる

人を、組織を育てる（福祉人材の養成・研修等）、福祉文化を育む

3 強化すべき機能

社会福祉法等に基づく、県社協の共通基盤となる6つの機能です。事業推進にあたり、この機能の強化（発揮）に留意しながら取り組みます。

① 広域性	県という広域を範囲とした組織であることから、市町村域を超えた事業展開を行うとともに、個々の市町村への普及を図ります。
② ネットワーク・コーディネート	全社協・都道府県社協・市町村社協といった社協間のネットワークの構築とともに、行政、住民組織、関係機関・団体等との日常的なネットワークづくり及びコーディネートを図ります。
③ 情報収集・提供	様々な地域福祉情報を収集するとともに、多様な媒体を活用して迅速な情報提供を図ります。
④ 総合企画（調査・研究）	新たな福祉課題やこれまでの福祉制度等では対応できない問題を受け止めるとともに、調査研究を行い、開発的、先駆的な事業の企画・提案・実践を図ります。
⑤ コンサルテーション	県社協の構成組織として参画する市町村社協・社会福祉施設・団体・事業者等の支援として、コンサルテーション機能の強化を図ります。
⑥ 研修	福祉従事者、福祉関係者、県民等を対象にした各種研修・講座を実施し、利用者にとってより良いサービス提供がされるよう支援するとともに、地域福祉活動への住民参加促進を図ります。

4 重点目標

社会情勢や福祉課題、県社協の強み・弱み等を踏まえ、今後5年間の活動計画の中で特に重点を置いて取り組むべき事項を次の6点とします。

① 社会的孤立への対応	新型コロナウイルス感染症の影響により、一層深刻化した社会的孤立の防止に引き続き取り組み、新たな生活課題への対応等を図ります。
② 市町村社協とともに地域福祉の基盤づくり	地域共生社会実現に向けて、市町村社協が地域福祉推進の中核、コーディネート役を発揮できるよう、市町村社協を総合的に支援します。
③ 相談支援・生活支援と権利擁護の充実	地域における包括的な支援体制の構築に向けて、市町村社協、関係機関・団体、民生委員・児童委員等と連携しながら相談支援・生活支援強化に取り組みます。
④ 多様な主体や社会資源がつながる地域づくりの支援	新たな地域課題への対応や災害時の福祉救援活動等、「支え合い」や「つながりづくり」を基礎に、ボランティアやNPO等多様な主体との連携で地域づくりを推進します。
⑤ 地域福祉を支える組織や専門職の確保・養成	福祉サービスの主たる担い手として地域福祉を支える社会福祉法人（福祉施設）等の経営支援及び福祉人材確保・養成、質の向上、公益的な取組を支援します。
⑥ 自然災害への対応	災害時の福祉救援活動や被災地支援等に迅速かつ効果的に取り組むために、平時からの備えを強化します。（災害VC運営、BCP、災害福祉支援ネットワーク等）

10年間（平成27年度以降）の主な社会情勢と県社協の取組を年表で振り返ります。

10年の歩み／概略	2015 (平成27年度)	2016 (平成28年度)	2017 (平成29年度)	2018 (平成30年度)	2019 (令和元年度)
国の動き／社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正社会福祉法公布（社会福祉法人制度改革） ○ 改正介護保険法施行（地域包括ケアシステムの構築、新しい介護予防・日常生活支援総合事業） ○ 生活困窮者自立支援法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 熊本地震災害 ○ 成年後見制度利用促進法施行 ○ 成年後見制度利用促進基本計画閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 九州北部豪雨災害 ○ 民生委員制度創設100周年 ○ 改正社会福祉法（社会福祉法人制度改革）全面施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正生活困窮者自立支援法施行 ○ 大阪北部地震災害、西日本豪雨災害、北海道胆振東部地震災害 ○ 働き方改革関連法公布 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の拡大（令和2年2月～） ○ 改正子ども・子育て支援法施行 ○ 「平成」から「令和」に改元
県社協の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 県社協法人設立60周年記念事業実施（12月） ● 生活福祉資金における自立相談支援機関との連携強化 ● 社会福祉法人制度改革改革への対応・第5次活動計画検討委員会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ● 改正社会福祉法の全面施行に伴う定款変更・諸規程改正 ● 福祉人材確保等のための返還免除付き貸付事業開始 ● 熊本地震災害における被災地支援（職員派遣等） ● 社会福祉法人制度改革改革への対応・第5次活動計画検討委員会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ● わかやま元気シニア生きがいバンク設置 ● 民生委員制度創設100周年記念和歌山大会の開催支援 ● 制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト開始 ● 第5次県社協活動計画スタート 	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉教育推進モデル事業実施 ● 西日本豪雨災害における被災地支援（職員派遣等） ● 成年後見制度利用促進に向けた体制整備研修会、出前講座等開催 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症生活福祉資金特例貸付制度開始（令和2年3月25日～令和4年9月末まで） ● 全国健康福祉祭ねんりんピック紀の国わかやま2019開催 ● 台風19号災害（福島県、長野県等）における被災地支援（職員派遣等）

2020 (令和2年度)

- 改正災害対策基本法、改正災害救助法等公布、施行（福祉サービスの提供が位置づけられる）
- 全社協福祉ビジョン2025、社会福祉協議会基本要項2025策定
- 改正育児・介護休業法及び改正次世代育成支援対策推進法公布
- 改正生活困窮者自立支援法公布（令和7年4月全面施行）
- 儿童虐待防止対策強化に係る改正児童福祉法施行
- 新型コロナウイルス感染症による初めての緊急事態宣言（4月～5月）
- 地域共生社会実現に向けた改正社会福祉法等公布（令和3年4月施行）
- 儿童虐待防止対策強化に係る改正児童福祉法施行

2021 (令和3年度)

- 改正障害者差別解消法公布（事業者による合理的配慮の提供の義務化等）
- 東京オリンピック・パラリンピック開催
- 第2期成年後見制度利用促進基本計画閣議決定
- 地域共生社会の実現に向けた社協事業の展開を考える委員会設置
- 新型コロナウイルス感染症に関する諸対応の推進（マスクや消毒液等寄贈調整、オンラインを活用した会議、研修会の開催等）

2022 (令和4年度)

- こども基本法、こども家庭厅設置法公布（令和5年4月施行）
- 改正児童福祉法公布（令和6年4月全面施行）
- 改正障害者総合支援法等公布（令和6年4月全面施行）
- 新型コロナ特例貸付制度貸付終了、償還免除手続き等の開始
- 保育人材定着支援事業開始
- 第6次県社協活動計画スタート

2023 (令和5年度)

- 能登半島地震災害
- 新型コロナウイルス感染症法上の分類が5類に移行（5月）
- 令和6年能登半島地震災害における被災地支援（職員派遣等）
- 災害福祉支援ネットワーク・和歌山DWAT発足
- 令和5年梅雨前線及び台風2号による災害対応（職員派遣等）
- 成年後見制度利用促進事業開始

2024 (令和6年度)

- 和歌山県介護生産性向上総合相談センター設置
- 和歌山県こども食堂応援ネットワーク事業開始

2025 (令和7年度)

- 県社協法人設立70周年（12月）
- 能登半島地震災害及び奥能登豪雨水害における被災地支援継続（職員派遣等）
- 和歌山県介護生産性向上総合相談センター設置
- 和歌山県こども食堂応援ネットワーク事業開始

1 社会的孤立への対応

- (1) いま、「社会的孤立への対応」を重点目標にしている理由 13
 (2) 地域共生社会の実現に向けて 15

2 市町村社協とともに地域福祉の基盤づくり

- (1) 市町村社協活動の支援（地域福祉活動推進支援） 17

3 相談支援・生活支援と権利擁護の充実

- (1) 生活福祉資金等貸付事業 21
 (2) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業） 25
 (3) 成年後見制度の利用促進支援 27
 (4) ひとり親家庭、児童養護施設等入退所者の自立支援 29
 (5) 福祉サービス運営適正化委員会 30

4 多様な主体や社会資源がつながる地域づくりの支援

- (1) ボランティアセンター事業 31
 (2) いきいき長寿社会センター事業 34
 (3) 民生委員・児童委員活動との連携 36
 (4) 地域共生社会の実現に向けた多機関連携の強化 37

5 地域福祉を支える組織や専門職の確保・養成

- (1) 福祉人材センター事業（人材部門） 42
 (2) 福祉人材センター事業（研修部門） 45
 (3) 介護福祉士・保育士修学資金貸付事業 46
 (4) 福祉介護サービス評価センター事業 47
 (5) 社会福祉施設・関係団体との連携強化・支援 48
 (6) 民間社会福祉施設従事者共済事業 50

6 自然災害への対応

- (1) 災害ボランティアセンター事業 51
 (2) 災害福祉支援ネットワーク（DWAT）事業 56

社会的孤立への対応

～寄り添い、つながり、関わることを礎に～

(1) いま、「社会的孤立への対応」を重点目標にしている理由

**昭和
30年**

和歌山県社協の原点／生活困窮者支援

県社協が法人化（昭和30年12月）したこの年は、世帯更生資金（現・生活福祉資金）貸付が始まった年であり、県社協法人化後の主要な歩みは、生活福祉資金と共にありました。平成27年12月に発刊した法人設立60周年記念誌の第一章にも記載しているように、民生委員の世帯更生運動を源流とするこの貸付制度は、生活困窮者支援及び民生委員との緊密な相談支援体制の構築を図る礎となり、以後の県社協の事業展開においても大きな役割を果たしました。



県社協法人設立60周年記念誌

**昭和
40年代～
平成初期**

地域福祉・在宅福祉の拡充／つながりの強化

昭和40年代から60年代（平成初期）にかけては、高度経済成長から経済の安定期に入り、市町村社協の組織化（法人化）が進んで地域福祉基盤が拡充されるとともに、高齢化の急激な進行で在宅福祉対策や施設整備が急務となり、いわゆるゴールドプラン（平成元年、平成6年）等により福祉サービスの整備が進んだ時期もありました。

平成3年度からの国庫補助事業であるふれあいのまちづくり事業は、市町村社協の問題発見、解決機能の強化やコミュニティづくりの推進など、現在の市町村社協の取組にも活かされています。



愛の日のキャラバン隊
(昭和55年)



訪問入浴サービス
(昭和58年・新宮市)



ふれあい食事会
(和歌山市：ふれあいのまちづくり事業)

平成中期

新たな社会福祉制度への適応／新たな支え合い（共助）の必要性

2000年代（平成12年）には、急速な高齢化に伴う介護需要の拡大と核家族化の進行等を背景に介護保険制度が導入されるなど、社会福祉基礎構造改革の集大成として新たな社会福祉制度が始まりました。福祉サービスは「措置制度」から「契約制度」へと転換し、同時に利用者保護の仕組みとして地域福祉権利擁護事業等がスタートしました。

平成20年3月に厚生労働省がとりまとめた「これから地域福祉のあり方に関する研究会報告書」では、少子高齢化等に伴って地域の連帯感が希薄化する中、公的な福祉サービスだけで要支援者への支援をカバーすることは困難とし、制度の狭間にある問題や社会的排除等の問題に対応するため、地域における新たな支え合い（共助）確立の必要性が提起されています。



認知症高齢者キャンプの取組
(平成14年度～)



和歌山県成年後見支援センターの設置
(平成20年)

平成 20年代

今一度、社会的孤立への対応を再確認

バブル崩壊後の経済低迷期が続く中、平成20年9月のリーマンショックにより失業者が急増し、生活福祉資金においても総合支援資金が創設されました。本県が当番県として開催した平成21年度近畿地域福祉学会では「社会的孤立から生じる生活課題解決への取組」を取り上げ、その防止に向けた住民主体の可能性、方向性を議論しました。複雑化する地域生活課題（生活困窮、孤独死、ひきこもり、ゴミ屋敷、自殺、虐待、ヤングケアラー等）の一因が社会的孤立であることから、県社協設立時の趣旨に鑑み、第4次活動計画（平成26年度～平成28年度）以降は一貫して重点目標に社会的孤立への対応を掲げ、その取組を強化してきました。



平成21年度近畿地域福祉学会
(和歌山大会)

(2) 地域共生社会の実現に向けて

平成27年以降の10年間も、核家族化や少子高齢化、人口減少に加え、デジタル化やICTの普及、新型コロナウイルス感染症の影響で“人ととの関わり”がさらに希薄化し、社会的孤立を要因とした複雑・複合的な課題への対応はますます重要となっています。

県社協では、地域共生社会の実現に向けて現在の第6次活動計画でも「社会的孤立への対応」を最重点目標に掲げるとともに、下記に示した5つの重点目標に基づき、各事業を推進しています。

平成
27年度



令和5年度市町村社協新任職員研修会



令和7年度業務課題検討会

市町村社協とともに
地域福祉の
基盤づくり

相談支援・
生活支援と
権利擁護の充実



配食サービス（上富田町社協）



成年後見出前講座



愛徳こども食堂（愛徳園）



わかやま市民生協との連携協定締結

多様な主体や
社会資源がつながる
地域づくりの支援



介護・保育サービスの様子



災害ボランティア活動（紀の川市社協）

災害派遣福祉チーム和歌山DWAT
(能登半島地震 1.5 次避難所)

海南市災害ボランティアセンター

自然災害への
対応

社会的孤立への対応を含む各事業の取組は次ページ以降で紹介します。

市町村社協とともに地域福祉の基盤づくり ～地域共生社会の実現に向けた社協活動基盤の強化～

(1) 市町村社協活動の支援（地域福祉活動推進支援）

『10年間の主な社会情勢・動き』

近年、生活困窮者自立支援制度、改正介護保険制度、社会福祉法人制度改革など制度の創設・改正が相次ぎ、市町村社協を取り巻く環境は大きく変化しました。地域共生社会の実現に向けた平成29年の社会福祉法改正では、市町村に対して包括的な支援体制の整備が努力義務化されたほか、令和2年の同法改正では重層的支援体制整備事業が創設されるなど、これまで社協が取り組んできた地域福祉が一層“施策化”される方向にあります。

こうした状況から、県市町村社協連絡協議会の業務課題検討会や各種研修会等を通じ、新型コロナ特例貸付で顕在化した生活困窮者支援や災害対応、人材確保・育成等の各種課題に取り組んだほか、行政との連携（パートナーシップ）を意識した取組を強化し、地域共生社会の実現に向けた市町村社協活動を支援してきました。

平成
27年度

● 個別支援・地域づくり支援を担う人材育成及び資質向上 (地域福祉活動コーディネーター研修会等)

社会福祉法人制度改革の動向から、社会福祉法人や社会福祉施設との連携を強化し、関係機関が一体となって個別支援、地域づくり支援に取り組む必要があることから、社協職員だけではなく社会福祉施設職員等にも対象を拡大し、人材育成に取り組みました。

さらに、令和3年度からは包括的支援体制の構築を視野に行政職員を対象に加え、現在は「地域生活課題の解決に向けたソーシャルワーク研修会」と改称しました。政策動向やソーシャルワークの基本的な知識、技術を習得するとともに、社会福祉法人、福祉施設、行政、社協の職員が出会い、ともに学び合う体験を通じて、互いの役割や考え方を理解し、連携・協働の重要性に気づくことで、地域での多様な実践につなげることを目的に開催しています。



地域生活課題の解決に向けたソーシャルワーク研修会

● 県市町村社協連絡協議会活動との連携（業務課題検討会の開催）

市町村社協が直面する業務課題について、毎年テーマ別に検討会を設置し社協同士の取組や工夫を共有するとともに、課題解決策を皆で考える場を設定しました。検討内容は、年度末に開催する市町村社協役職員研修会等で報告、共有し、次年度以降の取組に反映してきました。

(平成 27 年度以降の検討会)

検討会の名称	設置年度	主な検討内容（抜粋）
災害時における社協活動	平成 27 年度～ (取組中)	<ul style="list-style-type: none"> ・「社協における災害時相互支援協定」確認事項の整理 ・市町村社協職員による先遣隊や運営支援者のチームづくり ・広域同時多発災害訓練の企画実施 ・災害ボランティアセンター運営支援のICT化に向けて
社協における福祉教育	平成 27 年度～ 平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・各社協で取り組む福祉教育実践の課題検討 ・全国福祉教育推進セミナーとの連携 ・福祉教育推進委員会の設置
地域における見守り支援及び予防活動の推進	平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における見守りネットワークのすすめ（講演会開催） ・見守りのすすめ（手引書）の作成について
社協における介護保険事業（生活支援体制整備事業）	平成 27 年度～ 令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業の経営方策について ・生活支援体制整備事業について ・人材確保、職員の資質向上について
社会福祉法人制度改革への対応	平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人制度改革にかかる課題検討 ・地域における公益的な取組について
地域課題解決力強化	平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題解決力向上のためにはどのような取組が必要か ・制度の狭間にある福祉課題への対応について
地域における公益的な取組の推進・促進	平成 30 年度～ 令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事例検討 ・制度の狭間にある福祉課題への対応について ・市町村における法人間連携の取組について
地域共生社会の実現に向けた取組の具体化・見える化	令和 3 年度～ 令和 6 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業について ・社協活動実践事例集の発行 ・広報のチカラをつける研修会の開催
人材確保・人材育成	令和 4 年度～ (取組中)	<ul style="list-style-type: none"> ・中堅職員研修会、新任職員研修会について ・各社協での効果的な人材育成・確保の取組について ・職場体験（インターンシップ）の企画実施について ・介護保険事業の人材確保について
生活課題への取組（生活困窮者支援）	令和 5 年度～ (取組中)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例貸付借受人等生活困窮者への支援、相談支援力の強化 ・生活支援メニューのレシピ集作成 ・初回相談聞き取りアセスメントシート作成等



業務課題検討会

令和
2～3
年度

● 階層別研修会、会議等の開催

県市町村社協連絡協議会との連携により、会長、事務局長、役職員とそれぞれの職階に応じた研修会や会議を毎年開催するとともに、平成30年度からは隔年で新任職員研修と中堅職員研修を新たに企画実施し、職員の資質向上をサポートしました。併せて、各種業務課題検討会での協議を踏まえ、その都度、課題に即した研修会を企画実施してきました。



市町村社協役職員研修会



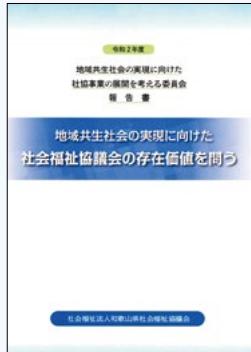
市町村社協新任職員研修会



広報のチカラをつくる研修会（令和4～5年度）

● 地域共生社会の実現に向けた社会福祉協議会の役割と活動の見える化

令和2年6月に地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が公布されたことを受け、今後の社協における事業展開の方向性等を検討するため、「地域共生社会の実現に向けた社協事業の展開を考える委員会」を設置し、報告書を取りまとめました。令和3年度には、市町村社協による個別支援、地域支援の一体的な取組を促進し、社協活動実践を広く発信するため、市町村社協の多様な活動事例を収集した事例集を発行しました。



令和
2年度

● 行政とのパートナーシップ強化
(市町村地域福祉主管課長・市町村社協事務局長会議の共催)

包括的な支援体制を構築するためには、行政サービスを行う市町村と、民間法人でありながらも地域福祉の推進役、調整役として特別な使命を有する市町村社協の連携が必須であることから、令和2年度から県と県社協が共催で標記会議を開催してきました。市町村行政と社協が一堂に会して社会情勢や課題を共有するとともに、先駆的な取組やお互いの役割を確認する場づくりに取り組みました。



市町村地域福祉主管課長・市町村社協事務局長会議

令和
6~7
年度

● 社会福祉協議会基本要項 2025 の策定

平成4年に全社協において「新・社会福祉協議会基本要項」が策定されて以降、我が国の社会・経済情勢は大きく変化するとともに、社会福祉の諸制度改革が行われ、市町村社協を取り巻く情勢はめまぐるしく変化してきました。特に平成12年以降の地域福祉の施策化、NPOや企業等の参入により、福祉以外の他分野との連携・協働の必要性が高まっています。こうした状況を踏まえ、全社協は、市町村社協法制化40周年を契機として「社会福祉協議会基本要項2025」を策定し、これからの中長期に求められる使命や進むべき方向性を提示しました。

この改定を受けて、県社協内や市町村社協と今後の社協活動・事業のあり方について検討する場を設けています。



令和7年度社協の使命や活動・事業のあり方を考える会

● 現状の課題と今後の展望

地域共生社会の実現に向けて、包括的支援体制の整備が進められる中、市町村社協の役割はますます重要になっています。しかしながら、市町村社協の現状をみると、地域生活課題の広がりを背景に求められる役割が拡大していく一方、人材不足や財源確保が大きな課題となっています。

今後も地域福祉の推進役として事業を推進していくためには、経営基盤や人材育成支援を強化していく必要があります。市町村社協の多様性を踏まえつつ、引き続き情報共有や協議の場づくり、連絡調整に取り組みます。

また、令和2年3月からのコロナ特例貸付を通じ、社協はセーフティーネット機能を発揮すると同時に、社協の本来機能としてあらためて相談支援・生活支援を強化してきたところですが、今後も市町村社協とともに社会的孤立、生活困窮者等の支援に取り組みます。

併せて、平時から市町村域を越えた広域的な活動や事業展開をしながら、災害時の相互支援活動につながる関係づくりを進めています。

(1) 生活福祉資金等貸付事業

～生活困窮者自立支援制度の施行と新型コロナ特例貸付対応～

《10年間の主な社会情勢・動き》

平成27年に施行された生活困窮者自立支援法では、生活全般にわたる様々な困りごとについて自立相談支援機関が相談支援を行う仕組みが制度化されました。これに伴い、総合支援資金と緊急小口資金の貸付にあたっては、自立相談支援事業の利用が要件化されました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、その影響で減収した世帯を対象にした特例貸付（総合支援資金、緊急小口資金）が設けられ、県社協でも令和2年3月25日から受付を開始しました。当初は令和2年7月末までの受付期間とされていましたが、受付期間の延長が繰り返され、最終的に令和4年9月末まで申請を受け付けました。

平成
28年度

● 総合支援資金・緊急小口資金の貸付件数の増加

生活困窮者自立支援法の施行を受け、自立相談支援機関（福祉事務所）との連携を強化するとともに、あわせて申請書類等の見直しで“迅速な貸付”に取り組み、貸付件数が前年度に比較して大幅に伸びました。（H27：80件→H28：155件）

令和
元年度

● 新型コロナウイルス感染症にかかる特例貸付開始

新型コロナウイルス感染症の影響で減収し、生活が困難になった世帯を対象に、特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）が設けられ、令和2年3月25日から受付を開始しました。貸付申請のピーク時には1日あたり200件を超える申請が寄せられ、職員総出で申請書類の審査に取り組みました。

令和
2~4
年度

● 新型コロナウイルス感染症にかかる特例貸付の継続

当初の受付期間は令和2年7月末までとされていましたが、受付の延長が10回繰り返され、最終的に令和4年9月末までとなり、約3万2千件（約130億円）の貸付を実施しました。



感染対策に配慮した面談の様子
(和歌山市社協)



貸付事務の作業風景

◆特例貸付の概要

	緊急小口資金	総合支援資金（生活支援費）
貸付金額	10万円以内 (必要なら20万円)	単身世帯：月15万円×3ヶ月以内 2人以上世帯：月20万円×3ヶ月以内 延長貸付、再貸付含め最長9ヶ月
償還期間	2年以内	10年以内
貸付利子	無利子	無利子
連帯保証人	不要	不要

◆特例貸付の貸付決定件数、金額

	緊急小口 資金	総合支援資金			合計
		初回	延長	再貸付	
件数(件)	11,150	20,893	10,388	4,991	5,514
金額(円)	2,021,961,000	10,985,028,500	5,489,186,500	2,596,395,000	2,899,447,000

(借受世帯：11,721世帯)

令和
4年度

● 新型コロナ特例貸付にかかる償還免除の開始

令和5年1月から順次、償還が開始されるとともに、住民税非課税等による償還免除の受付が開始され、令和4年度は約1万件の償還免除を実施しました。

令和4年度第1回生活福祉資金貸付事業担当者会議では、特例貸付を通して明らかになった、要支援世帯（高齢者世帯、ひとり親世帯、その他生活困窮世帯等）に対する丁寧な生活支援策の検討・実施と、償還免除者を含む生活困窮者への相談支援について市町村社協に提案し、取組強化することを確認しました。

(令和4年度第1回 生活福祉資金貸付事業担当者会議資料から抜粋)

（参考）債務者の属性別対応（総合支援資金・初回貸付世帯から）

属性		該当世帯数 (令和4年3月末)
単身世帯	高齢者	604 (6.2%)
	その他	2,936 (30.3%)
18歳未満の子 の居る世帯	ひとり親	956 (9.9%)
	その他	1,252 (12.9%)
その他 の世帯	高齢者の居る世帯	1,536 (15.9%)
	その他	2,390 (24.7%)
計		9,674 (100.0%)

（取組） 償還開始のお知らせ

△ 免除該当・非該当の判断（毎年）

△ 免除該当

△ 支援不要

△ 要支援 → 支援

△ 免除非該当

△ 支援不要

△ 要支援 → 支援

- 特例貸付や債権管理を通して明らかになった、要支援世帯（高齢者世帯、ひとり親世帯、その他生活困窮世帯等）に対する

→丁寧な生活支援策の検討、実施

→多様な生活課題に対する必要な支援が実施できるよう、多機関との連携・協働をさらに強化

また、広報誌「福祉わかやま」において、貸付事業を切り口とした市町村社協の相談支援の実践活動を紹介するコーナー「not alone」の掲載を開始しました。この企画は、社協らしい“寄り添い、つながる相談支援”を紹介するコーナーとして「全社協・地域福祉部 News File (No.174)」でも紹介され、現在も継続中です。

「not alone」の掲載を開始
(福祉わかやま令和4年8月号)



● 新型コロナ特例貸付の債権管理とフォローアップ支援

特例貸付においては、国の方針により迅速な貸付、送金を優先せざるを得なかつたため、本来の生活福祉資金貸付事業で行ってきた「貸付時の相談支援」を十分行うことができませんでした。

そのため、貸付だけではない借受世帯への支援が必要であることから、厚生労働省からの事務連絡に基づいて令和5年度第1回生活福祉資金貸付事業担当者会議で次のことを提案し、丁寧なフォローアップの取組を強化しました。

併せて、貸付後の相談支援のためには、借受人（借受世帯）ごとの状況把握が必要であることから、独自のアセスメントシートシステムを開発し、運用を開始しました。

（令和5年度第1回生活福祉資金貸付事業担当者会議資料から抜粋）

- ①全ての借受世帯（免除世帯を含む）に対する個別訪問
(アウトリーチ) の実施
- ②課題の発見・共有及びアセスメント
- ③個別支援プランの作成・実行
- ④新規の生活相談の受付

記録の徹底
(共有)

また、生活課題への取組（特例貸付借受人等生活困窮者への支援）検討会（主催：県市町村社協連絡協議会）への参画により、市町村社協における生活支援への取組強化を促進しました。



生活課題への取組（特例貸付借受人等生活困窮者への支援）検討会

◆相談支援・フォローアップ支援強化に向けた主な取組と成果物

令和 5年度	生活困窮者への相談支援強化研修会（4回）
	生活課題への取組（特例貸付借受人等生活困窮者への支援）検討会（6回）
	生活支援メニューのレシピ集 作成
	初回相談聞き取りアセスメントシート 作成
令和 6年度	生活課題への取組（特例貸付借受人等生活困窮者への支援）検討会（4回）
	フォローアップ支援実施状況報告書 作成
	“その人らしい暮らし”を支える～よりよい支援を目指す、市町村社協実践事例集～作成
令和 7年度	生活課題への取組（特例貸付借受人等生活困窮者への支援）検討会（4回）

● 会計検査院の実地検査と特例貸付借受世帯等へのフォローアップ支援

特例貸付について、会計検査院の実地検査（令和6年4月15～19日）が行われ、厚生労働省に対して、次のとおり指摘がありました。

【会計検査院法第36条の規定による意見表示事項】 令和6年10月22日

- ア 都道府県社協に対して、都道府県社協と市町村社協等との役割や役割に応じた実施方法を整理し、明確にして、委託等によりフォローアップ支援を実施する場合には、役割に応じた実施方法を委託契約書、仕様書等に明示するよう指導すること
- イ 都道府県社協が適切にフォローアップ支援等の事業を実施していくことができるよう、貴省又は都道府県において、適時適切に債権管理積立額の状況等を確認し、検証するなどの体制を整備すること

（備考）この実地検査は本県を含む17都府県社協に対し実施されました。アの事項は14都府県社協が指摘されましたが、本県は指摘されていません。

県社協では、会計検査院による実地検査での指摘事項の一つであるフォローアップ支援について、その取組強化を図るため、市町村社協における取組の現状確認を実施しました。フォローアップ支援の実施状況は、会計検査院実地検査での指摘どおり区々でしたが、県内の市町村社協においては、個別支援に丁寧に取り組んでいます。

状況確認の結果、償還免除の理由で「死亡」が多いのは高齢者の単身世帯。また、「非課税」が多いのはひとり親世帯でした。この結果から、社会福祉協議会として身寄りのない高齢者への支援やこども食堂、学習支援等への取組強化が必要です。

-
-
-
-

● 現状の課題と今後の展望

生活福祉資金貸付事業は、本来、資金の貸付と必要な相談支援により世帯の自立等を図り、安定した生活が送れるようにすることを目的としています。新型コロナ特例貸付は、減収や失業により経済的に困窮した方々に迅速に生活資金を届けることで生活を支えるという役割を果たしてきた一方で、国の方針により迅速な貸付を優先せざるを得なかつたため、貸付時に丁寧な相談支援ができず、借受世帯の状況が十分に把握できませんでした。

そのため、アウトリーチによるフォローアップ支援に取り組んでいるところです。引き続き、適正な債権管理を進めるとともに、借受世帯等へのフォローアップ支援について、市町村社協での支援方策を提示する等、その取組促進をさらに強化します。

償還困難なケースについては、精査、交渉のうえ、要件に合致するものは償還免除手続きを進めるとともに、債務承認が得られないケース等は、当該市町村社協の意見も踏まえ、法的措置も含めた対応を実施していきます。

(2) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

～年々増加する利用者への対応と成年後見制度との連携～

＜10年間の主な社会情勢・動き＞

県社協では、判断能力が不十分な人たちの権利を守るために、平成11年10月に和歌山県地域福祉権利擁護センターを設置しました。平成29年度から国が成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組を推進する中、市町村社協とともに福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援に取り組んできました。

令和7年1月の県内高齢化率は、10年前（平成27年）の29.5%から比べて33.9%に上昇しているほか、知的障がいや精神障がいの手帳所持者数は22,266人（療育手帳所持者11,200人、精神障害者保健福祉手帳所持者11,066人／令和7年3月31日現在）となり、平成27年から1,000人以上増加しています。

利用者が抱える生活課題がより一層複雑化し、福祉サービス利用援助事業から成年後見制度への移行等が課題となる中で、さらに関係機関及び成年後見制度との連携強化が必要となっています。

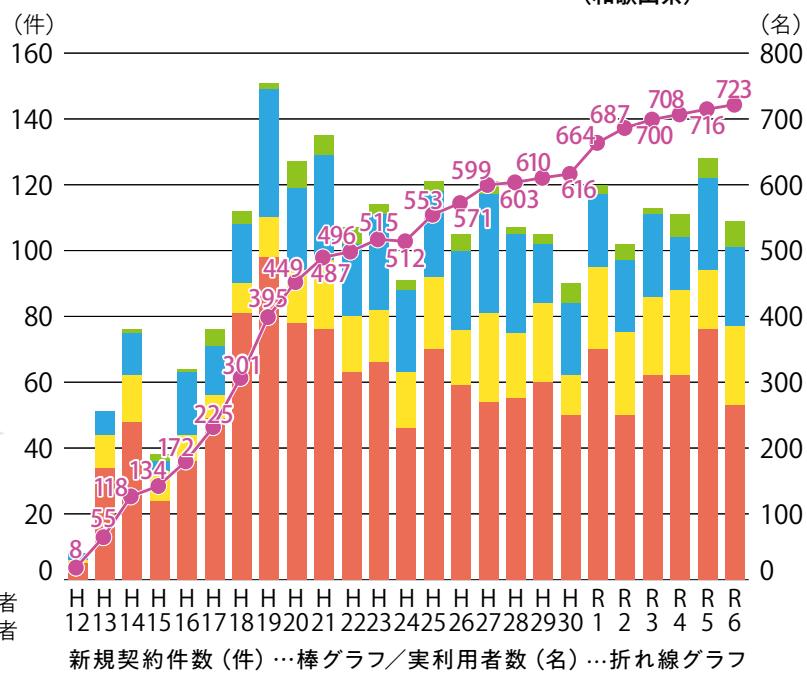
**実利用者は
770名に**

令和7年10月末時点

- 高齢者
- 知的障がい者
- 精神障がい者
- その他

◆ 福祉サービス利用援助事業実利用者数の推移

（和歌山県）



● 市町村社協法律相談支援事業の創設

福祉サービス利用援助事業、成年後見制度関連事業において、年々増加する複雑・複合的なケースや専門的、法律的な疑義対応を円滑に図るため、必要に応じて弁護士からの助言を受けることができる法律相談事業を開始しました。

平成
27年度

● 地域における見守り支援活動及び予防活動の推進

本県では、日常生活が困難になってからの支援（福祉サービス利用援助事業）ではなく、「問題発生前からの見守り・予防」⇒「福祉サービス利用援助事業」⇒「成年後見」を一体的に取り組んでいます。

問題発生前からの見守り支援活動を推進するため、県市町村社協連絡協議会主催の検討会で協議を重ね、手引書（リーフレット「見守りのすすめ」）を作成するとともに、地域福祉推進フォーラムにおいて見守り支援活動の重要性を周知しました。



令和4年度地域福祉推進 フォーラム

平成
28年度

平成 29年度

● 見守り支援活動促進モデル事業の実施

県内における見守り支援活動のさらなる普及を目指し、市町村社協を対象としたモデル事業に取り組みました。令和2年度には、地域での見守り活動によりキャッチした生活課題の具体的な支援方策検討のため、オンラインによる事例検討会を開催しました。

モデル事業実施社協

平成 29 年度	九度山町、有田川町
平成 30 年度	九度山町、太地町
令和元年度	由良町、上富田町



リーフレット「見守りのすすめ」

令和 4年度

● 福祉サービス利用援助事業推進体制の強化

年々増加する利用者への対応（待機者の解消）と、利用者支援の複雑化を背景に、県と協議を重ねて令和4年度から市町村社協への委託金を増額し、利用者数に応じた交付方法へ見直しを行い、推進体制の強化に取り組みました。

令和 6年度

● 市町村社協支援検討会・勉強会の開催

市町村社協が苦慮している対応困難な事例について、共有及び解決策検討のため、検討会を開催しました。また、利用者からのハラスメント行為により、専門員や生活支援員が心身にダメージを負うことを防ぐため、サービス利用契約書の内容を一部変更しました。



専門員研修会（困難事例検討会）



キャッシュレス対応にかかる勉強会

● 現状の課題と今後の展望

令和7年最低賃金の引上げに伴い、本制度を支える生活支援員の報酬及びサービス利用者の利用料を見直す方向で対応を進めており、近年続く物価上昇の影響と併せて、利用者の生活支援（金銭管理）には引き続き丁寧な対応を行う必要があります。

また、キャッシュレス、ペーパーレス化が進み、スマートフォン1台あれば物を買える時代において、従前の通帳預かりによる金銭管理のみでよいのか、その支援の在り方についても検討を進めます。

現在、国において身寄りのない高齢者等への新たな支援策について議論が進められていますが、今後の動きを注視し、全社協、都道府県社協、近畿ブロック府県市社協と連携しながら必要な対応を行います。

(3) 成年後見制度の利用促進支援

～成年後見制度利用促進基本計画（第1期～第2期）に基づく取組～

＜10年間の主な社会情勢・動き＞

県社協では、平成20年10月に和歌山県成年後見支援センターを設置し、関係機関と連携して成年後見制度利促進に向けた取組を進めてきました。

一方で、様々な背景により全国的に成年後見制度の利用が進まず、国は、成年後見制度の利用促進に関する法律のもと、平成29年度から令和3年度までを第一期成年後見制度利用促進基本計画、令和4年度から8年度までを第二期成年後見制度利用促進基本計画期間と定め、地域連携ネットワークづくりをはじめとした権利擁護支援の取組を推進しています。

こうした動きを受けて、県社協では、令和5年度に県から成年後見制度利用促進に係る県域協議会の運営、市町村長申立研修会の実施、成年後見利用促進に係るアドバイザー派遣、総合相談窓口運営の4つの事業を受託するなど、県とともにその取組を進めています。

平成
27～28
年度

● 市民後見・法人後見の取組を促進

親族以外の第三者後見人に寄せられる期待が大きくなる中、平成27年度までは市民後見人養成講座（基礎編・実務編）を開催しました。併せて、福祉サービス利用援助事業の延長線上で法人後見業務を実施する市町村社協を支援するため、法人後見レベルアップ研修会、法人後見支援員養成研修会を開催しました。



市民後見人養成講座（実務編）

平成
30年度

● 成年後見制度利用促進体制整備研修会、出前講座を開始

国が策定した成年後見制度利用促進基本計画（第一期）を踏まえ、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置に向け、県と共催で体制整備研修会を開催しました。また、あらゆる方々に幅広く成年後見制度を知っていただくため、平成30年度から出前講座をスタートしました。



出前講座

令和
元年度

令和
3年度

令和
5年度

● 圏域別意見交換会の開催（県と共催）

地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置に向け、県内7圏域（振興局単位）で市町村及び市町村社協の担当職員を対象とした意見交換会を開催しました。

● アドバイザー派遣事業の開始

市町村の成年後見制度利用促進の取組を推進するため、専門的な知識が必要な課題に対して必要な助言等を行うアドバイザー派遣事業を開始しました。

(アドバイザー=弁護士、司法書士、社会福祉士、市町村職員、市町村社協職員)

● 成年後見制度利用促進事業の受託

さらなる体制強化として、令和5年度に県から成年後見制度利用促進に係る4事業（県域協議会運営、市町村長申立研修会の実施、県域総合相談窓口の運営、アドバイザー派遣）を受託しました。令和6年度には自治体及び社協職員を対象とした意見交換会を県内2か所で開催したほか、県が策定する担い手育成方針の策定に協力しました。



意見交換会



アドバイザーを派遣しての事例検討会

和歌山県の中核機関設置状況

(令和7年10月30日時点)

- 中核機関設置済
 - R7設置予定
 - R8以降設置検討

● 現状の課題と今後の展望

成年後見制度利用促進にあたり、中核機関の設置は（県内 24 市町／30 市町村）まで整備されましたが、取組には地域格差が見られる状況です。今後は、中核機関設置のサポートから実務的な運営面のサポートにシフトし、アドバイザー派遣等を積極的に進めていきます。

また、多くの方に成年後見制度を利用していただくためには担い手の確保、育成が必要なことから、県の育成方針に基づき、法人後見、市民後見人の養成に向けて取り組んでいきます。

併せて、国の成年後見制度見直し議論「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」（令和7年6月10日）を注視しつつ、新しい成年後見制度への対応を図ります。

(4) ひとり親家庭、児童養護施設等入退所者の自立支援

～返還免除付き貸付による生活支援～

＜10年間の主な社会情勢・動き＞

ひとり親家庭の親は、子育てと家事、生計の担い手という複数の役割を一人で担うことになるため、生活をしていく上で心理的、経済的に大きな負担を伴うことがあります。また、児童養護施設への入所など、社会的養護のもとで育ったこどもは、施設等からの退所後に保護者等から支援を受けられないなど、自立することが困難な状況が多くあります。

このような状況から、平成28年度に制度化された国の返還免除付き貸付制度により、ひとり親家庭や児童養護施設入退所者の生活支援に取り組んでいます。

◆自立支援のための返還免除付き貸付事業 年度別貸付決定件数

年度	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金			児童養護施設退所者等に対する自立支援資金		
	入学準備金	就職準備金	住宅支援資金	進学者支援	就職者支援	資格取得支援
H28	12	3	—	2	0	1
H29	15	3	—	0	2	7
H30	20	0	—	3	1	7
R1	19	5	—	1	2	6
R2	13	4	—	0	1	5
R3	9	1	2	1	1	4
R4	7	1	2	6	0	6
R5	12	1	7	0	0	11
R6	6	0	7	8	1	12
計	113	18	18	21	8	59
	149			88		

※ひとり親家庭高等職業訓練促進資金住宅支援資金は令和3年度から創設。

● 現状の課題と今後の展望

当該貸付は、借受人（借受世帯）の自立支援が目的であるため、福祉事務所や児童養護施設等関係機関との連携を密にし、貸付後の状況把握及びアフターフォローに引き続き取り組みます。

また、児童養護施設等退所者等に対する自立支援資金貸付については、支援を必要とする方が制度を利用できるよう、児童養護施設等への周知を強化します。

(5) 福祉サービス運営適正化委員会

～福祉サービス利用者の権利を守り、サービスの質向上を支援～

＜10年間の主な社会情勢・動き＞

平成12年の社会福祉構造改革で福祉サービスが原則措置から契約へ移行したことに伴い、利用者保護の観点から当委員会が設置されました。委員会には、設置目的に応じて福祉サービス利用者からの苦情解決を図る「苦情解決合議体」と福祉サービス利用援助事業の運営監視を行う「運営監視合議体」が設けられています。

苦情解決合議体で受け付けた苦情については、家族からの申し出が減少する一方、利用者本人からの申し出が年々増加し約5割を占める状況にあります。特に障がい者自身からの申し出が増加しています。また、相談や苦情の趣旨が変化しながら長時間にわたる訴えを寄せるケースや、自身の気持ちを整理することができず苦情という形で申し出るケースなどが増えています。

運営監視合議体では、福祉サービス利用援助事業について、事業全般と個別の契約の実施が適切に行われているかを現地調査で把握し、サービス内容の向上等に向けて助言・勧告を行っているところですが、利用者数がここ10年間で約1.2倍に増加したことへの対応として、令和5年度から事務局による予備調査実施後に現地調査を実施する体制に変更し、より効率的な実施に努めています。

◆和歌山県福祉サービス運営適正化委員会 苦情相談件数の推移（平成27年度～令和6年度）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
高齢者	13	8	8	3	9	26	20	23	27	16
障がい者	17	19	15	22	22	57	62	68	59	34
児童	3	3	3	2	2	8	10	5	6	7
その他	0	0	0	1	1	17	13	17	18	3
合計	33	30	26	28	34	108	105	113	110	60



運営適正化委員会パンフレット



苦情解決研修会

● 現状の課題と今後の展望

近年、障害福祉サービスに関する苦情の割合が高くなっています。匿名の相談や特段の配慮が求められるものなど、適切な解決方法が見いだしにくい事例が増加していることから、相談者に寄り添った丁寧な対応に努めるとともに、事業者段階での苦情対応の仕組みが機能するよう、体制づくりのサポートにより一層取り組む必要があります。

福祉サービス利用援助事業の運営監視については、今後も利用者の増加が見込まれることから、現地調査の効果的かつ効率的な実施方法について引き続き検討していく必要があります。

多様な主体や社会資源がつながる地域づくりの支援

～「つながり」や「居場所」を通じた地域生活課題への対応～

(1) ボランティアセンター事業

～ボランティア活動の普及支援と福祉教育の推進～

《10年間の主な社会情勢・動き》

少子高齢化や単身世帯の増加、地域交流の希薄化等を背景に、地域の生活課題が複雑化する中、平成27年に介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、生活困窮者自立支援法が施行されるなど、近年は地域や支え合いを基盤とした制度改革が進められ、それらを担うボランティア、市民活動への期待はますます高まっています。

ボランティアセンターでは、ボランティア活動の重要な原則である「自主性、自発性、主体性」が損なわれることなく、幅広い層に対しボランティア活動をしたいと思える環境づくり、広域交流や多者協働の場づくり、さらには多様化する地域住民の生活課題にも対応できるボランティア活動を促進する取組を進めてきました。

誰もがボランティアできる社会、共生文化の創造

県域（広域）のボランティアセンターとして、ボランティア、市民活動団体の支援、ボランティア活動情報の集約、参加・体験機会の提供など、広域性を生かした事業展開に取り組み、センター機能の活性化と運営の充実を図りました。

夏のボランティア体験月間事業（通称：ナツボラ・サマボラ）

福祉、ボランティアへの関心を育むプログラムの募集、提供、実践を行い、ボランティア活動の魅力発信と振興を図りました。令和2～3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止しましたが、今後の取組の参考とするため、感染症の影響下における活動調査を実施しました。

年度	実施力所数 (施設・団体)	企画 プログラム数	参加者数
H27	83	58	1,234
H28	105	117	1,802
H29	174	171	2,532
H30	197	190	2,347
R1	177	203	2,104
R2	新型コロナ感染症拡大のため中止		
R3			
R4	31	45	1,168
R5	130	137	1,538
R6	136	151	1,647



休暇を取りやすい7月と8月に、こどもから大人まで毎年多くの方に参加いただくことで、新たなボランティア層の拡大と、福祉、ボランティアへの関心の広がりにつながっています。

和歌山県ボランティアフォーラム

「集まれボランティア！広がれスマイル！つながれハッピー！」をスローガンに、県内のボランティアが毎年度一堂に会し、活動の発表や披露を通してボランティアの魅力を発信しました。令和2年度と3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンライン開催とし、ボランティア団体のPR動画配信やPR冊子を作成しました。



ボランティア活動情報の収集・提供

新型コロナウイルス感染症流行下では、社会生活の制限によりボランティア活動にも停滞がみられましたが、YouTubeチャンネル開設やホームページのリニューアル、Instagramの活用により、時代に即した情報発信のあり方を模索しました。

和歌山県ボランティアセンター

和歌山県ボランティアセンターのYouTubeチャンネル登録者数は50人で、28本の動画があります。

チャンネルをカスタマイズ 動画を管理

おすすめ

- ロープワーク体験
- あなたの笑顔がみたいから
- 災害ボランティア活動支援の資機材「壹【絆】持ち上げくん」紹介
- 「知的障がいのある人にスポーツの場を」NPO法人スペシャルオリンピックス日本・和歌山(令和4年...)

◀ YouTube チャンネルの開設

wakayamaken_shakyo フォロー メッセージ ...

投稿391件 フォロワー1082人 フォロー中264人

和歌山県社会福祉協議会
こんにちは。和歌山県社会福祉協議会です。ご訪問ありがとうございます。
www.wakayama-wel.jp

福祉わかやま ふくしフォト... 障害者募集 ボランティア...

2025 SUMMER 職場説明会 体験会

9月 18日

ふくしフォトコンテスト 2025

◀ Instagram の活用

福祉教育の推進

福祉教育は、社協の活動を支える理念として1960年代後半に理論化、実績が積み重ねられ、その重要性は高まり続けています。現在の多種多様な生活課題の解決に向けて、かつ、一人ひとりが大切にされる取組として、地域を基盤とした福祉教育を進めてきました。

平成
27~28
年度

● 業務課題検討会及び福祉教育セミナーの実施

県市町村社協連絡協議会業務課題検討会において、社協が取り組む福祉教育のあり方や視点について議論（2年間計10回）を重ねるとともに、福祉教育セミナーを開催し、実践力の向上に努めるための概念（社協が福祉教育を行う意義）の整理を行い、社協職員の共通理解を深めました。その学びをまとめ、メンバー全員で成果物をつくり上げました。



平成
29年度

● 福祉教育推進委員会の設置

福祉とは、“普段の暮らしの幸せ”であると言われるように、福祉教育とは“その人がその人らしい生活を送ることができ、互いに認め合える社会づくり”や“地域の生活課題に気づき、見つめ、寄り添い、解決に向け行動する力をつけること”と考えられます。これらは、社協だけではなく共生社会を目指す組織や団体と手をつなぎ、連携することで、より一層のふくしのまちづくりの推進につながるよう福祉教育推進委員会を設置しました（委員15名）。福祉教育を切り口とした協働実践の促進を目的に実践プログラム評価指標を作成し、福祉教育モデル事業の実施、支援へとつなげてきました。

平成
30~
令和3年度

● 福祉教育モデル事業の実施、全国福祉教育推進員研修への参加促進

福祉教育モデル事業は、主体的な学びを創造する地域を育む実践をテーマとし、3市町社協（有田市、白浜町、上富田町）において地域の特色を生かしたオーダーメイドの実践を地域に根づかせるため3年間継続実施し、その実践を報告書にまとめました。

令和元年度から、全社協 全国ボランティア・市民活動振興センターが実施する全国福祉教育推進員研修への参加を促進（参加延べ56名）し、修了者を中心に実践者の学びの場づくりを行い、市町村社協における福祉教育実践の支援に取り組んでいます。



● 現状の課題と今後の展望

新型コロナウイルス感染症の拡大により、人ととのつながりや関わりを前提とするボランティア活動は、活動を休止あるいは廃止、団体の解散となるなど大きな影響を受けました。

そのような中、誰かとつながっていること、誰かを支え、誰かから支えられていること、自分のことを大切に思ってくれている人の存在など、これまで当たり前だったものがなくなりつつある状態に直面したことで、新たな気づきもありました。困っている人を支えるというだけではなく、「何かをしたい」という思いをもつ人たちも大切にし、その人たちと一緒に地域福祉を推進すること、つまり誰もがボランティア活動できる社会、文化の創造を目指すことが、ボランティアセンターの使命と心得て、ボランティア活動の振興に取り組みます。

福祉教育については、県内の推進員（全国研修修了者）を中心としたプラットフォームにより、福祉教育の意義や必要性を伝えていくための研究、地域における共同実践に取り組みます。なお、プラットフォームは、ボランティアセンターや社協の部所、担当にとらわれず、かつ、多世代、多業種の方との学びの場となることを目指します。

(2) いきいき長寿社会センター事業

～元気で意欲のある高齢者が地域活動の担い手に～

＜10年間の主な社会情勢・動き＞

いきいき長寿社会センターは、国の高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）を受けて平成元年度に財団法人として設立後、平成16年度に県社協と統合されて以降も高齢者の健康と生きがいづくりに関する諸事業を推進してきました。

近年、地域のつながりが一層希薄化する中で、高齢者の社会的孤立を防ぐため、人と人との交流や地域住民が相互に支え合う地域づくりが求められています。こうした地域づくりにおいて、高齢者の培ってきた経験、知識や技能が十分に活用されるためには、元気で意欲のある高齢者が地域活動に積極的に参加できる環境づくりが大切です。

本センターでは、地域活動を担うシニアリーダーの養成のほか、スポーツ・文化交流大会、わかやま元気シニア生きがいバンク事業等を実施し、高齢者が健康で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて取り組んでいます。

平成
29年度

● わかやま元気シニア生きがいバンク事業の開始

80歳現役社会の実現に向け、高齢者の意欲と能力に応じた社会参加を促進し、生涯にわたり活躍できる社会づくりを推進するため、各自の経験、技能、知識等を活かしたボランティア活動を希望する高齢者の登録と、登録者による支援活動を希望する団体への紹介（マッチング）を行う「わかやま元気シニア生きがいバンク」を設置しました（県委託事業）。

県社協では、市町村、公民館、学校、各種福祉施設等への広報と各種演奏会、講演会、スポーツ体験会等へのボランティア派遣を積極的に行い、高齢者の生きがいづくりや活動機会の充実・拡大と地域の活性化に寄与するように取り組んでいます。



わかやま元気シニア生きがいバンクの活動状況

令和元年度

● 第32回全国健康福祉祭和歌山大会(ねんりんピック紀の国わかやま2019)の開催

令和元年11月9日～12日、“あふれる情熱はじける笑顔”をスローガンに、第32回全国健康福祉祭和歌山大会（ねんりんピック紀の国わかやま2019）が本県で初開催されました。県内21市町で交流大会が開催され、本県からは26種目総勢594名の選手が参加しました。参加選手数はこれまでの約5倍に拡大し、初めての開催種目もあったことから、競技団体や開催市町と緊密に連携して出場選手数の拡大を図るなど、大会の成功に向けて一丸となって取り組みました。

60歳以上の方々を中心に全国各地から選手・関係者など約1万人が来県、日々の練習成果を発揮するとともに、スポーツ・文化交流大会を通じてボランティアや地元関係団体との交流が深まりました。



ねんりんピック紀の国わかやま 2019 開会式



スポーツ交流大会（パークゴルフ）



壮行式



ふれあい作品展

● いきいきシニアリーダーカレッジ等の開催

いきいきシニアリーダーカレッジ、高齢者サロン運営アドバイザー養成講座、仲間づくり支援事業を毎年実施し、地域の見守りや支え合い活動、サロン・グループ活動を担う人材を養成しているほか、カレッジ修了生等が地域で自主活動グループを立ち上げる際の支援にも取り組んでいます。



カレッジ 音楽療法



グループづくり支援事業

● 現状の課題と今後の展望

高齢者の生きがいづくりと健康増進のため、より多くの高齢者に参加していただけるよう、各競技団体や文化関係団体と連携し、広報や運営の見直しが必要です。今後は、全国的に高齢者の間で人気が高いｅスポーツ（健康ゲーム）や、新たな種目（ニュースポーツ）を取り入れた交流大会を企画実施し、参加者の裾野を広げられるように取り組みます。あわせて、地域活動を担うシニアリーダー等の養成に引き続き取り組み、地域の見守り活動や支え合い活動、仲間づくりを推進していきます。

(3) 民生委員・児童委員活動との連携

～支え合う住みよい社会 地域から～（民生委員制度創設100周年記念スローガン）

＜10年間の主な社会情勢・動き＞

大正6年に岡山県の済世顧問制度を源に創設された民生委員制度は、平成29年5月12日に創設100周年を迎え、その間、民生委員・児童委員は全国各地で住民の視点に立ち、安心して住み続けることができる地域づくりに取り組んできました。

近年、少子高齢化や人口減少・過疎化の進行、地域社会や家庭構造の著しい変化により、地域住民の生活課題が複雑化し、民生委員・児童委員に求められる役割、活動範囲が広がっています。

特に、コロナ禍で一層深刻化した社会的孤立の問題、そして近年顕在化してきたヤングケアラー等に表されるこどもの成長や子育てを取り巻く状況は、多岐にわたる課題を抱えています。

地域社会が変容しても、民生委員・児童委員は変わらず“身近な相談相手”であり、地域のつなぎ役として地域に根差した活動が期待される一方、地域によっては委員の高齢化や、なり手確保が大きな課題となっています。

平成
27年度

● 民生委員と社会福祉協議会の連携と活動の普及

昭和30年の世帯更生資金貸付制度（現・生活福祉資金貸付制度）の創設は、民生委員の一人一世帯更生運動（昭和27年）を契機とするものです。以降、民生委員は、低所得世帯の自立に向け、社協への調査書提出や世帯状況の確認など、貸付時から償還終了までの間、借受世帯に寄り添った支援を行ってきました。

その他、心配ごと相談所の相談員や、地域のサロン活動、こども食堂等、民生委員と社協が連携した活動事例は数多く、地域福祉の推進、地域共生社会の実現を目指すという共通目標のもと、連携した取組を進めています。

県社協では、毎年度、広報誌やホームページ等で民生委員・児童委員活動の周知啓発を行うとともに、民生委員制度創設100周年記念誌「光をもとめて」（県民生委員児童委員協議会発行）による事例の広報・普及を支援しました。



民生委員による地域福祉活動

平成
29年度

● 民生委員制度創設100周年記念和歌山大会の開催支援

平成29年10月18日、和歌山市にて民生委員制度創設100周年記念和歌山大会（県民生委員児童委員協議会主催）が開催され、県社協としてその運営を支援しました。



● 現状の課題と今後の展望

社会的孤立や地域住民が抱える生活課題が深刻化する中、民生委員・児童委員は、地域でのつながりや見守りをいかに継続するかを模索し、変化していく社会に対応しながら、創意工夫を重ね地域活動に取り組んでいます。

地域共生社会の実現に向けて、地域住民の身近な相談相手として期待が寄せられている民生委員・児童委員の役割が果たせるよう、民生委員・児童委員のなり手のすそ野を広げていくことが重要です。

今後も、民生委員・児童委員活動を広く知つてもらえるよう、県民生委員児童委員協議会と連携しながら実践事例の広報・普及に取り組むほか、複雑・複合化する生活課題に対応すべく、地域共生社会の実現に向けた両輪として、社協が実施する相談支援事業や多様な地域福祉活動との連携を一層推進していきます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた多機関連携の強化

～今日的な福祉課題に対応するための新たな取組～

＜10年間の主な社会情勢・動き＞

近年の複合化・複雑化した生活課題に対応するためには、県社協の基本理念や行動指針に基づき、既存の制度や事業の枠にとらわれず県社協としてできること、すべきことを考え、市町村社協、行政、社会福祉法人等の関係機関はもとより、これまで連携の機会が少なかった他分野、多機関との協働を図り、創意工夫しながらその解決に取り組む必要があります。

この間も、多機関連携、地域貢献、こども、つながり等をキーワードとした新たな取組を進めてきました。

制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト

平成28年3月に公布された改正社会福祉法（社会福祉法人制度改革）により、社会福祉法人には、組織経営のガバナンス強化に加え、元来有する公益性、非営利性を踏まえた「地域における公益的な取組」の責務が規定されました。こうした動きを受け、社会福祉法人、社会福祉施設の公益的な取組を促進するため、和歌山県社会福祉法人経営者協議会等との連携のもと、「制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト推進委員会」を設置し、取組を推進してきました。

平成
29年度

協働プロジェクト推進委員会の発足

平成29年4月の改正社会福祉法（社会福祉法人制度改革）の全面施行を受け、地域における公益的な取組を促進・支援するため、協働プロジェクト推進委員会を7月14日に発足し、初年度は、地域貢献事業に取り組むモデル事業として7法人を指定するとともに、その実践をまとめた事例集を作成しました。



推進委員会 総会



事例集

平成
30年度

小委員会活動の推進

地域における公益的な取組を共に考え、社会福祉法人の特性を活かした“実践”を検討するため、平成30年度に小委員会活動を開始しました。小委員会は、居場所づくり普及検討、社会福祉法人による相談支援、災害時の福祉的支援の3つのテーマで開催し、モデル事業の実施と併せて、より具体的な取組の普及を図りました。

平成30年度には、本プロジェクトにおいて「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金」を活用し、プラットフォームづくりと併せた“活動の見える化”を目的に、社会福祉法人による公益的な取組をテレビ番組で紹介するとともに、啓発用DVDを作成しました。

令和
2~4
年度

● コロナ禍でも継続された見守り、相談支援活動

新型コロナウイルス感染症の影響で居場所や交流の場が制限され、閉じこもりがちになる等の社会的孤立が進行する中、社会福祉法人はその歩みを止めず、地域の見守り活動や相談支援活動等に取り組みました。



天美苑ふれあい食堂（中庸会）



みんなの食堂かわなが（喜成会）

令和
4年度

● ふくしフォトコンテストの実施

コロナ禍の影響で協働プロジェクト推進委員会でも集合型の取組や福祉活動が制限される中、福祉、地域福祉の啓発と、福祉職場の素晴らしい、福祉のイメージUP等を目的に、和歌山県社会福祉法人経営者協議会、和歌山県社会福祉法人経営青年会、県社協の共催でフォトコンテストを開催しました。入賞写真については、表彰式や広報誌での披露とともに、県社協と連携協定を締結している株式会社オークワの店舗に展示しました。

～各年度最優秀賞作品～

令和 4 年度



尊敬する親友のように
泉さや香さん（和歌山市）

令和 5 年度



ちっちゃな☆ヒーロー
菌部竜太さん（和歌山市）

令和 6 年度



spring has come!
寺下道子さん（岩出市）

令和 7 年度



みてー！大きなきゅうり！
西川千陽さん（和歌山市）

◆モデル事業実施法人と事業内容（平成28年度～令和6年度）

社会福祉法人名	事業名
紀三福祉会	紀三井寺苑ふれあい教室、紀三戦隊地域のみんなをまもるんじゃー
喜成会	カフェかわながの家、みんなの食堂川永
愛徳園	あいとくこども食堂、今福地区ふれあい食事会、トリプルP子育て前向きセミナー
一麦会	子ども・若者の貧困対応ネットワーク準備事業、社会的孤立状態にある思春期世代の居場所事業、麦の郷多文化共生・国際交流センター
わかうら会	雑賀カフェ
聖アンナ福祉会	高齢者お困り相談事業
桃郷	社会福祉法人桃郷地域貢献事業
有田つくし福祉会	高齢者家庭への昼食弁当無料提供事業
千翔会	みんなが聞きたい出前講座、誰もが住みやすいまちづくり
やつなみ	やつなみふれあいカフェ
弘心会	地域住民向け相談会・講習会
中庸会	天美苑カフェ、天美苑ふれあい食堂
串本福祉会	住民自らが行う住みよい地域づくり（錦富さわやかクラブ）
寿敬会	大日カフェ、つながり大日カフェ
紀之川寮	橋本市社会福祉施設連絡協議会合同人権研修会
守皓会	あたごカフェ
白浜コスモス福祉会	緩やかなつながりと居場所づくりプロジェクト
和歌山県社会施設事業会	園庭開放事業
山口葵会	葵園元気ライフ

● 現状の課題と今後の展望

令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により集合型の活動が実施しづらかったため、個々の法人の取組を支援するモデル事業と、コロナ禍でもエッセンシャルワーカーとして福祉を支え続けた社会福祉法人、福祉施設の活動の見える化を目的としたふくしフォトコンテストの実施が中心となりました。

令和6年度に協働プロジェクト推進委員会設置要綱を一部見直すことで、より多くの法人が参画しやすくするとともに、県社会福祉法人経営者協議会との連携を強化しました。地域共生社会の実現に向けて、生活困窮や孤立防止等、課題解決型の実践をさらに広げられるよう、あらゆる機関と連携を深めながら取組を進めます。

SDGs×地域共生社会 地域をつなぐ、地域を支える企業の力

地域共生社会の実現には、支え手、受け手という関係性を超えて、地域住民や多様な主体が参画して生活課題に向き合うことが求められており、国際的に進められている「SDGs：誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会」の理念も相まって、企業のCSR（社会貢献活動）にも大きな期待が寄せられています。

県社協では、食品ロスの削減と資源の有効活用及び生活に困難を抱えた個人・世帯等への支援をはじめとする地域福祉の推進を目的として、3つの企業・団体と地域福祉活動の推進に関する連携協定を締結し、市町村社協の協力により寄贈された商品等を地域福祉活動や住民の生活支援につなぐ取組を進めてきました。

令和元年度

●株式会社セブン-イレブン・ジャパン及び和歌山県

商品寄贈による社会福祉貢献活動 寄贈品に関する協定

《取組概要》

セブン-イレブン店舗の改装時等に発生する在庫商品の一部を県社協へ寄贈いただき、市町村社協、社会福祉施設等に提供することで、和歌山県における地域福祉の推進を図っています。



《寄贈状況》 24回／累計寄贈（換算）額 6,981,853円（平成7年10月末現在）

令和3年度

●株式会社オークワ

和歌山県における地域福祉活動の推進に係る連携・協力に関する協定

《取組概要》

株式会社オークワの社会貢献活動の一環として、販売期限が到来する精米などを県社協に寄贈いただき、和歌山県における地域福祉活動の推進に寄与しています。



《寄贈精米数》 7,355kg（平成7年10月末現在）

令和6年度

●わかやま市民生活協同組合

和歌山県における地域福祉活動の推進に係る連携・協力に関する協定

《取組概要》

わかやま市民生活協同組合の販売基準を超えた商品を県社協に寄贈いただき、和歌山県における地域福祉活動を支えています。



《寄贈状況》 11回／累計寄贈（換算）額 5,626,866円（平成7年10月末現在）

和歌山県こども食堂応援ネットワーク事業

令和
6年度

令和6年度から、県内のこども食堂と、その活動を応援する個人、企業、団体のネットワークを構築し、こども食堂の新規立ち上げにかかる相談支援や持続的な運営を支援することを目的として和歌山県こども食堂応援ネットワークが設立され、県からの委託によりネットワーク事務局を運営しています。



設立シンポジウム (R6.5)



キノコ食堂 (紀美野町)



こども食堂研修会＆交流会



取組内容

- (1) 食材・寄付等の支援物資の受入体制の構築・分配・マッチング
- (2) ボランティアセンター等との連携によるこども食堂への人材のマッチング
- (3) こども食堂の新規立上げに係る相談対応、アドバイザーの派遣、地域との調整等
- (4) こども食堂運営者、支援機関等向けのセミナー・交流会の開催
- (5) ホームページ等による情報発信
- (6) こども食堂に対する支援情報等の情報提供
- (7) その他

県内のこども食堂は、令和7年10月末現在で142か所に増加しています。今後も、より身近な地域の居場所としてその取組が継続できるよう支援していくことが大切です。

● 現状の課題と今後の展望

こども食堂は民間発の自主的、自発的な活動であり、その取組内容も多種多様です。全国的にも増え続けていますが、こども食堂の運営課題は、運営資金不足、運営スタッフや後継者の不足、必要な人に支援を届けるための周知、広報等です。

多様な地域福祉活動のひとつであるこども食堂が、地域の身近な居場所として広がり、継続していくための支援を、このネットワーク活動を通じて行なっていきます。

地域福祉を支える組織や専門職の確保・養成

～福祉サービスを担う組織・人を支える～

(1) 福祉人材センター事業（人材部門）

～福祉人材の確保と定着支援＆福祉の魅力発信～

≪10年間の主な社会情勢・動き≫

福祉サービスの需要が拡大する中で、それを支える福祉人材の不足が深刻化するとともに、福祉職場では、専門性の高い技術が求められるなど働き手の確保がますます重要となっています。

わかやま長寿プラン2024の推計データによると、介護職員が令和12年には1,256人、令和17年には2,500人不足すると見込まれています。

また、令和5年の介護保険法の改正において、都道府県に対し、介護サービスを提供する事業所又は施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定が新設されました。

平成
27年度

● 学生向け介護の仕事イメージアップ冊子の作成

介護の仕事への理解と就業の促進を図ることを目的に、中学生、高校生やその保護者、教員等を対象とした介護の仕事魅力啓発ガイドブックを作成し、県内の中学校、高等学校等に配布しました。



平成
29年度

● 介護福祉士の資格等取得者の届出制度の開始

社会福祉法の改正により、介護福祉士の資格を持っている方で介護の仕事をされていない方は、都道府県福祉人材センターに届け出ることが努力義務となったことに伴い、届出システムの登録、利用方法を周知するとともに、併せてシステムによる情報提供を開始しました。

令和
元年度

● 福祉人材確保・定着フォーラム／介護ロボット和歌山フォーラムの開催

福祉・介護現場での実践的な取組を共有し、今後の福祉人材の確保や定着支援について共に考える場として、フォーラムを開催しました。



令和
2年度

● 完全オンラインによる福祉・介護・保育の就職フェアの開催、就職相談の実施

介護事業所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ビデオ通話等を活用した就職フェアを開催しました。また、窓口への来所が困難な方などを対象に、ビデオ通話等を活用した就職相談を開始しました。



就職フェア（オンライン）



就職フェアアラシ

令和
4年度

● 保育人材定着支援事業の実施

保育士支援アドバイザー（社会保険労務士）を配置し、保育士の労働環境改善に係る保育所等への巡回訪問支援を開始し、令和5年度には、巡回訪問支援モデル園の取組をまとめた事例集を作成しました。



事例集 さすてな保育

令和
5年度

● 福祉人材センターホームページのリニューアルの実施

求職者や求人事業所などのページ閲覧者がより見やすく、わかりやすいホームページとするため、基本的にリニューアルを実施しました。



福祉人材センターホームページ

令和
6年度

● 介護生産性向上総合相談センターの開設

介護事業所における業務効率化や業務改善等の生産性向上の取組を支援し、職員の業務負担の軽減を促すことにより、介護分野の魅力向上や介護人材確保につなげるため、介護事業所向けのワンストップ型相談窓口を設置し、相談受付等を開始しました。

● 保育士・保育の現場の魅力発信事業の実施

保育士人材確保の課題解決に向けて、県内の保育施設や放課後児童クラブ等が展開する保育士等の人材確保、定着支援の取組を効果的に発信すること、また、県内で保育士職として就職を希望、検討している人に向けた情報発信を行うために、保育士、保育の現場の魅力発信動画と保育士等の人材確保、定着支援に係るポータルサイトを制作しました。



● 現状の課題と今後の展望

人口減少や少子化の影響もあり、福祉業界における求職者数がなかなか増加しない状況にあります。引き続き福祉人材センターの認知度向上を図るとともに、新規求職者を増やすため、就職フェア等の場を活用して求職者の開拓を行い、ハローワークとのさらなる連携強化に努めています。

また、福祉、介護の仕事に関心をもつ人や志す人たちの裾野を広げるため、出前講座等を通じて福祉職のイメージアップに努力するとともに、センター や事業の周知方法として、新たに WEB 広告や SNS 広告といった若者の関心度の高いメディアを活用した広報を展開していきます。

そのほか、令和6年度から受託している介護生産性向上総合相談センターの運営を引き続き実施し、介護ロボット等の ICT 機器導入による業務の効率化や業務改善等の生産性向上の取組を支援することにより、人材確保と定着を目指します。

(2) 福祉人材センター事業（研修部門）

～社会福祉事業従事者のキャリア形成を支援～

《10年間の主な社会情勢・動き》

少子高齢化の進行や世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化、福祉課題の複雑化等により、専門的な対応を必要とする福祉ニーズが増加し、国民の福祉、介護サービスへのニーズは質的、量的に増大、多様化、高度化している状況にあります。

そのような中で、将来にわたって福祉、介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していく観点から、平成5年に告示された社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（旧福祉人材確保指針）、平成19年に告示された新福祉人材確保指針に基づき、従事者の資質の向上を図るためにキャリアアップの仕組みの構築を支援するため、毎年度、階層別研修、課題別研修（専門技術研修、組織支援研修）、資格取得支援研修に取り組んできました。

平成
27年度

● 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程【新課程】による研修の開始

県社協では、平成16年度から福祉職員生涯研修課程【旧課程】の実施・推進に取り組んできましたが、その基になる社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針が見直され、平成19年に新たな指針（新福祉人材確保指針）が告示されました。全社協（中央福祉学院）が、平成20年から開発を進めていた新たな指針に沿った標準テキストが平成25年に完成したことから、平成27年度から福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程【新課程】に基づく初任者研修及び中堅職員研修を開始し、平成28年度からチームリーダー研修を開始しました。



キャリアパス研修テキスト

令和
3年度

● オンライン研修の導入による福祉人材の育成と定着支援

新型コロナウイルス感染症の発生、拡大により、令和2年3月以降、幾度となく研修の延期や中止を余儀なくされ、令和2年度は14研修（19回、21日間）を中止し、9研修（13回、14日間）のみの開催となり、受講者数は延べ328名にとどまりました。

それまでの年間延べ受講者数は、1,000～1,500名で推移していたため、研修機会を確保するべく、令和3年度以降はオンラインによる研修を積極的に取り入れ、令和3年度に開催した22研修（22回、25日間）のうち、17研修をオンラインで開催しました。

令和4年度以降は、対面型研修、オンライン研修、対面型とオンラインを併用したハイブリッド型研修といった多様な形態で開催し、福祉人材の育成と定着支援に取り組んでいます。



オンライン研修の様子

● 現状の課題と今後の展望

新型コロナウイルス感染症の発生、拡大を契機に、研修の参加機会は大きく減少し、現在においても様々な感染症の感染リスクへの懸念、人材不足等による研修参加の困難さ、職員の少ない小規模事業所の増加等が課題としてあげられます。引き続きオンラインを活用した研修機会を確保するとともに、社会情勢や法改正等に応じた研修の企画・開催等により、福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材の育成に努めています。

(3) 介護福祉士・保育士修学資金貸付事業

～返還免除付き貸付による人材確保～

《10年間の主な社会情勢・動き》

福祉・介護・保育分野における人材確保が急務となっていることから、平成28年度に福祉人材確保を目的とした介護福祉士修学資金等貸付事業及び保育士修学資金貸付等事業がそれぞれ制度化されました。県社協は、各事業の実施要綱に規定される県が適当と認める団体として、平成28年度からこれらの貸付事業を実施しています。

◆介護福祉士・保育士修学資金貸付事業 年度別貸付決定件数

年度	介護福祉士修学資金等貸付事業						保育士修学資金貸付等事業					
	介護福祉士修学資金	福祉系高校修学資金	実務者研修受講資金	再就職準備金	介護分野就職支援金	障害福祉分野就職支援金	社会福祉士修学資金	保育士修学資金	保育補助者雇上費	未就学児を持つ保育士に対する保育料一部貸付	保育士就職準備金	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料一部貸付
H28	12	—	147	0	—	—	0	69	1	2	2	—
H29	5	—	121	3	—	—	0	99	0	3	1	0
H30	26	—	115	2	—	—	4	88	2	15	3	0
R1	36	—	139	5	—	—	0	80	0	6	1	0
R2	25	—	116	12	—	—	1	64	0	3	1	0
R3	45	7	162	11	18	4	2	54	1	7	2	0
R4	54	3	122	13	12	4	2	52	1	15	8	0
R5	53	6	98	3	9	1	2	48	0	5	3	0
R6	72	0	103	0	8	2	1	70	1	13	3	0
計	328	16	1,123	49	47	11	12	624	6	69	24	0
					1,586					723		

※未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料一部貸付は、平成29年度に創設。

※福祉系高校修学資金、介護分野就職支援金、障害福祉分野就職支援金は、令和3年度に創設。

● 現状の課題と今後の展望

時限的な事業として始まった返還免除付き貸付事業ですが、福祉人材確保は十分な状況ではないため令和7年度現在、事業は継続しています。

貸付件数は増加の一途をたどっており、債務者の状況把握、債権管理業務の負担が増加しているため、これに対応する体制の整備が課題となっています。

貸付中の借受人に対しては、引き続き必要な手続きを丁寧に案内し、返還が必要な場合はその方の状況に応じた返還計画を提案するなど、適切な債権管理を行っていきます。

(4) 福祉介護サービス評価センター事業

～評価受審を通じて福祉サービスの質向上を支援～

《10年間の主な社会情勢・動き》

福祉サービス事業所の質の向上と、利用者の適切なサービスの選択に資するためには、福祉サービス第三者評価事業が重要です。県社協では、平成18年度から①福祉サービス第三者評価機関、②地域密着型サービス外部評価機関の認証、選定を受け、事業を実施しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域密着型サービス外部評価では令和2年度からオンライン調査が可能となり、計47事業所がオンライン調査を利用しました。

なお、平成18年度に始まった介護サービス情報の公表制度は、制度改正により事業所自らが情報を公表することになったため、平成29年度末をもって評価機関としての役割は終了しました。

◆受審事業所数の状況（平成27年度～令和6年度）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
第三者評価	4	3	15	1	1	8	7	2	9	9
地域密着型外部評価	37	41	30	43	36	39	33	25	35	23

● 現状の課題と今後の展望

福祉サービス事業所の第三者評価は義務化されていないこともあり、例年受審が少ないのが現状です。福祉サービス第三者評価の効果についてより一層の広報啓発に取り組んでいきます。また、受審を促進するためには評価調査員の確保が必要であり、県推進組織等が開催する養成研修を該当者に受講していただくよう進めています。

(5) 社会福祉施設・関係団体との連携強化・支援

～団体事務局の受任を通じた支援～

《10年間の主な社会情勢・動き》

平成29年度に本格施行された改正社会福祉法により、社会福祉法人はガバナンスの強化とともに地域における公益的な取組を進めることが責務として規定され、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制づくりにおいても協働の一翼を担うことが期待されています。また、社会福祉連携推進法人制度が令和4年度から施行され、これから社会福祉法人には、社会福祉事業の安定的な経営と多様な地域課題への対応にあたり、地域の法人間での連携、協働がより一層求められています。

感染症対応や人材確保など、社会福祉施設、事業所をとりまく環境が厳しさを増す中、県社協では4つの施設、事業所協議会の事務局業務を担い、研修会やセミナーの開催などを通じて、制度動向などの情報提供や資質向上につながる会員間の交流の場を設定し、支援に取り組んできました。

①和歌山県社会福祉法人経営者協議会

● 社会福祉法人制度改革に伴う組織改編（令和元年度）

社会福祉法人制度改革により社会福祉法人の在り方が問われている現状を踏まえ、全国社会福祉法人経営者協議会と足並みを揃え、社会福祉法人が一丸となって諸課題に対応しています。その“実践”を社会へ発信していくため、県のみ会員を廃止して全国会員に一本化し、団体名を「和歌山県民間社会福祉施設経営者協議会」から「和歌山県社会福祉法人経営者協議会」に改称しました。あわせて、青年部会組織も「和歌山県社会福祉法人経営青年会」に改称し、体制強化と活動内容の充実を図ってきました。



総会・研修会

②和歌山県保育連合会

総会、研修会や保育研究会の開催、保育士部会活動等を通じ、会員保育所（こども園）の支援と保育職員の資質向上を支援しています。

平成29年7月13日～14日には、近畿ブロック保育協議会主催の近畿ブロック保育研究集会を本県が当番県として開催しました。近畿各府県市から保育関係者約650名の参加を得て、平成27年度に施行された子ども子育て支援新制度への対応等について研鑽を深めました。



平成29年度近畿ブロック保育研究集会 和歌山大会

● 現状の課題と今後の展望

社会福祉法人が直面する課題は、人材確保、資質向上、地域における公益的な取組の協働化等、多岐に渡ります。地域共生社会の実現に向けて、各施設種別協議会等との連携や地域の法人間での連携を一層強化し、多様な生活課題や災害時の相互支援に協働して対応できるよう、情報共有や協議の場づくり、連絡調整を行います。

また、事務局の受任を通じて社会福祉施設や団体の支援、人材育成に取り組むとともに、その他の施設種別協議会や当事者団体等とも連携を深め、その活動を支援していきます。

③和歌山県訪問介護事業所協議会

会員事業所間で、各事業所が抱える課題や取組を共有するなど、事業所間の連携を深めるとともに、管理者に向かって、ハラスマントや介護報酬などに係る研修を、現場で働くホームヘルパーに向かって、接遇マナーや実技を交えた介護技術に係る研修を継続的に実施することで、訪問介護事業所の健全な運営と地域における訪問介護サービスの提供体制の確保、加えて介護サービスの質の向上に努めてきました。

併せて、長年に渡り従事しているホームヘルパー等を、総会において表彰することで、その労をねぎらいホームヘルパーのモチベーションの向上を図ってきました。



介護技術研修会

④和歌山県児童館連絡協議会

県内の児童館が相互に交流を図り、活動内容の向上を図るため、一般財団法人児童健全育成推進財団の研修体系に準拠した研修会を毎年実施し、児童館・放課後児童クラブの基本的機能や児童健全育成の目的、具体的な指導技術を習得するための実技プログラム等、こどもや保護者への適切な援助と指導技術の向上を推進してきました。

また、健全育成に顕著な功績のあった児童館職員を、その功績をたたえるため、児童健全育成推進財団に功労者表彰の候補者として推薦するとともに、本協議会独自にも表彰を行うなど、職員のモチベーションの向上にも努めてきました。



県児童厚生員等基礎研修会

-
-
-
-

(6) 民間社会福祉施設従事者共済事業

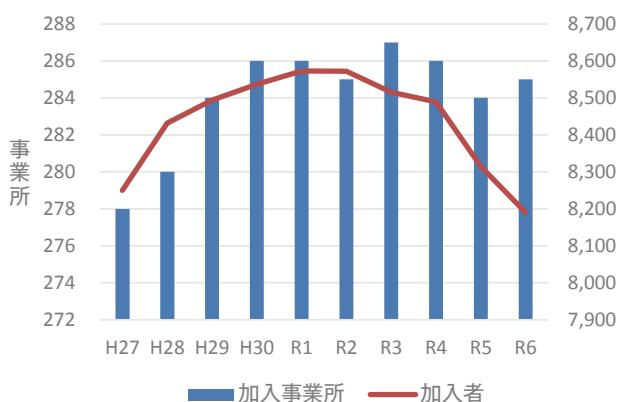
～共済・福利厚生事業を通じた人材確保支援～

《10年間の主な社会情勢・動き》

昭和39年度に和歌山県民間社会福祉事業従事者共済会が事業を開始し、昭和62年度に県社協へと事業移管されました。県内の民間社会福祉施設、団体に従事する職員の互助共済と福利の増進を図るために、退職金や慶弔金の給付、資金の貸付事業などを行っています。

令和7年9月末現在、285事業所、8,124名が加入しております、民間社会福祉事業に従事する人材確保の一助としても、重要な役割を担っています。

(1) 加入の推移



(2) 退職手当給付の推移



平成
27年度

● 民間社会福祉事業従事者共済制度の見直し

(平成28年4月1日施行)

給付率の引上げ

加入期間7年以上10年未満の加入者を0.5か月分増額し、モデル的な損益分岐点を10年から7年に短縮しました。

標準給与月額上限の引上げ

長期在会者等の退職手当給付金向上のため、標準給与月額上限を30万円から36万円に引上げました（令和6年4月1日施行）。

慶弔給付金の引上げ

結婚や子育て世帯への支援や昨今の物価高への対応等のため、結婚祝金、出産祝金、疾病見舞金（2か月以上）を引き上げるとともに、災害見舞金（半壊未満）を新設しました。

● 現状の課題と今後の展望

退職金制度など、共済事業の安定した運営に取り組み、会員にとって魅力ある福利厚生を充実させていきます。

自然災害への対応

～災害時の福祉救援活動を迅速かつ効果的に取り組む～

(1) 災害ボランティアセンター事業

～被災者中心・地元主体・協働で被災者の生活を支える～

《10年間の主な社会情勢・動き》

平成7年の阪神淡路大震災では、「ボランティア元年」という表現がなされたように多くのボランティアが被災地支援に携わりました。その後、災害ボランティアセンターは、被災に伴う様々な課題解決を進めるため、被災者中心、地元主体、協働を運営の三原則に、地域福祉の推進を使命とする社会福祉協議会が中心的役割を担うことが定着してきました。

県社協では、平成20年10月10日に県災害ボランティアセンターを常設機関として設置しました。

平成23年の東日本大震災や紀伊半島大水害、近年では令和5年の梅雨前線及び台風2号水害など、毎年のように発生する災害への対応を行うとともに、発生の切迫性が高まる南海トラフ巨大地震等に備え、地域の最前線で活動する市町村災害ボランティアセンターを支えるべく、広域支援機能の強化や県内支援者の育成、災害時にも支え合える関係性の構築等に取り組んできました。

被災者・被災地支援活動～平時の活動・備えを活かして～

①全国各地で発生した災害への対応

全国各地で発生した災害では、全社協、被災地社協からの要請と近畿ブロック府県・指定都市社協災害時の相互支援協定、県内社協災害時の相互支援協定に基づき、県社協、市町村社協職員を派遣したほか、県との共同によるボランティアバスを運行し、支援活動に取り組みました。

年月	災害名称	支援内容・活動場所
H28年4月	熊本地震災害	社協職員派遣 延べ30名（熊本県菊陽町、大津町、西原村） ボランティアバス1便36名（熊本市）
H29年7月	九州北部豪雨災害	県社協職員先遣隊派遣2名（福岡県） ボランティアバス1便16名（福岡県朝倉市）
H30年7月	西日本豪雨災害	社協職員派遣 延べ46名（岡山県倉敷市） ボランティアバス4便80名（岡山県倉敷市）
R1年10月	台風19号災害	社協職員派遣 延べ6名（福島県郡山市） ボランティアバス8便187名（長野市、栃木市）
R6年1月 ～9月	能登半島地震 奥能登豪雨災害	社協職員派遣 延べ46名（石川県羽咋市、七尾市、輪島市） ボランティアバス5便98名（石川県七尾市、能登町）



R6 能登半島地震災害によるボランティア活動



ボランティアバスの運行

②本県で発生した災害等への対応

年月	災害名称	支援内容・活動場所
R3年10月	和歌山市六十谷水管橋破損事故	水管橋の落橋により、約6日間、紀の川以北の約6万世帯が断水。開設された応急給水所に延べ30名の県社協職員を派遣し、ボランティアとともに水運びや車両誘導等の給水活動を支援した。
R5年6月	梅雨前線及び台風2号水害	梅雨前線と台風2号の影響で線状降水帯が発生、紀北地域を中心に大規模な浸水被害が発生した。県内5市町で災害ボランティアセンターが設置され、その活動を支援した。



令和5年6月水害：市町村災害ボランティアセンターの活動概況

災害ボランティアセンター名	設置日	閉所日	ボランティア数	活動件数
海南市災害ボランティアセンター	6月3日	7月31日	1,870名	367件
橋本市災害ボランティアセンター	6月5日	6月12日	55名	10件
紀の川市災害ボランティアセンター	6月3日	6月23日	148名	66件
紀美野町災害ボランティアセンター	6月5日	7月20日	404名	74件
かつらぎ町災害ボランティアセンター	6月5日	9月15日	634名	57件
合計			3,111名	574件

被害が最も大きかった海南市災害ボランティアセンターへは、県内社協災害時の相互支援協定に基づき、市町村社協職員による応援派遣（12クール延べ179名／6月3日～7月22日）を実施したほか、災害ボランティアセンターの活動期～生活支援期に向けた運営支援として、近畿ブロック府県・指定都市社協災害時の相互支援協定により大阪府内の2市社協から2名の応援派遣が実施されました。



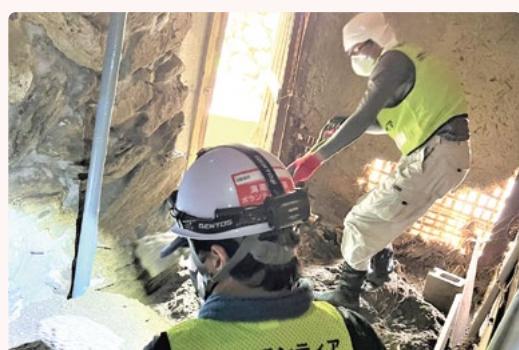
R3 和歌山市六十谷水管橋破損事故給水活動の支援



R5 海南省災害ボランティアセンター



R5 紀美野町災害ボランティアセンター



R5 かつらぎ町災害ボランティアセンター

③災害時の反省や教訓を今後の備えに

災害対応の都度、振り返りの機会を設け、次なる災害に備えた取組を関係者とともに積み重ねてきました。

災害名称	災害対応を契機に着手した取組／学びや教訓
H23 東日本大震災 紀伊半島大水害	<ul style="list-style-type: none"> ・県内社協災害時の相互支援協定締結（H24年1月） ・資機材のストックヤード整備（県内20か所・約3万点を保管） ・災害ボランティア事前登録制度の開始（累計663名）※R7.11月末時点
H30 西日本豪雨災害	<ul style="list-style-type: none"> ・運営支援者、運営支援中核者（15名）の選任 ・広域同時多発災害対応訓練の開始（令和元年度～） ・広域研修（運営支援者研修）の開始（令和元年度～） ・技術系（専門）ボランティアとの連携の重要性
R3 六十谷水管橋破損事故	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害以外での先遣隊（職員）派遣を可能に（協定見直し）
R5 梅雨前線及び 台風2号水害	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ICTの有効活用 ・行政との連携強化
R6 能登半島地震	<ul style="list-style-type: none"> ・連携（つながり、関係性）強化 ・受援力の強化等



ストックヤードにおける資機材の整備

県域における支援体制及び機能の強化

県域調整機関としての役割を果たすため、災害支援にかかる「ひと、もの、お金、情報」の連携を図り、広域における支援体制及びコーディネート機能の強化に取り組みました。

関係機関の研修・訓練への参画、啓発、講義、助言支援

県内各地で実施される防災とボランティアにかかる研修等に参画し、災害現場で求められる知識や行動、支援活動等への理解の促進に取り組みました。

災害ボランティセンター運営支援中核者の選任

令和元年度より災害ボランティアセンターの設置、運営にかかる市町村社協職員等による先遣隊、運営支援者のチームづくりを進め、令和2年度に災害支援に関する知見を有するリーダーを選任、登録し、県内外の災害発生時、求められるフェイズに応じた派遣支援体制の構築を図りました。

県災害ボランティアセンター協力団体との連携強化

平成 30 年度には、県災害ボランティアセンター常設化 10 周年を記念した地域福祉推進フォーラムを開催しました。

令和 2 年度には、和歌山大学へ価値共創研究員として職員派遣を行い、災害ボランティアステーション「むすぼら」の設立、運営を支援するとともに講義等によりボランティア及びボランティアセンターの課題と取組事例の発信に取り組みました。

さらには、平時から災害支援に関する共通認識と顔の見える関係を深め、災害時の円滑な活動につなげるため、連絡会議やミーティングの実施を重ねたほか、新たに 5 団体と支援協定を締結しました。

【支援協定締結団体】

- (平成 30 年度) ライオンズクラブ国際協会 335-B 地区
- (令和元年度) 連合和歌山
- (令和 2 年度) 和歌山大学災害科学レジリエンス共創センター
- (令和 5 年度) 和歌山県生活協同組合連合会
- (令和 6 年度) 和歌山弁護士会



和歌山大学「むすぼら」の設立



県災害ボランティアセンター
設立 10 周年記念フォーラム

防災デイキャンプ、防災ボランティア集会の開催、災害ボランティアセンター運営の ICT 化推進

多発する自然災害での支援活動経験や教訓を踏まえ、災害ボランティアセンター運営業務の効率化を図り、住民支援に向き合うため、令和 5 年度から災害ボランティアセンター運営支援システムの活用、導入に取り組んでいます。

また、令和 6 年度から、防災キャンプやボランティア集会を開催し、ボランティア間のつながりづくりに取り組んでいます。



防災ボランティア集会



防災デイキャンプ

広域研修の継続開催

平成 27 年度は和歌山市で災害ボランティア活動支援アドバイザー養成研修及び災害ボランティア活動研修を、平成 28 年度は白浜町で近畿ブロック社協災害ボランティアセンター運営者研修を開催しました。いずれも 2 日間のプログラムで実施し、災害ボランティアセンター運営者に求められる役割や資質を学び合うとともに、顔の見える関係づくりに力点を置き取り組みました。

災害が多発、激甚化する中、災害ボランティアセンターにはより幅広い生活支援の役割が求められるようになり、センターをどう方向づけていくのかといった視点や調整力を持った支援者の役割が重要となっていることから、令和元年度からは災害ボランティアセンター運営の中核者育成を目的に中核スタッフ養成研修として実施しました。



中核スタッフ養成研修



広域・同時多発災害対応訓練

広域訓練の実施

平成 17 年から実施していた「ワークキャンプ・災害時対応訓練」を、令和元年度から「広域・同時多発災害対応訓練」と名称変更し、被災者支援活動及び災害ボランティアセンター運営などを体現する訓練に取り組んできました。

災害ボランティアセンター設置、運営シミュレーションを通して、必要な備えや取組を学び合い、災害時にも地域を越えた県内の助け合いを展開できるようにすることをねらいとし、毎年、県内 3 ブロックの輪番で開催しています。

年度	開催地ブロック	参加者数
R1	紀南（田辺市）	300 名
R2	紀北（和歌山市、海南市、高野町）	119 名
R3	新型コロナ感染症拡大のため開催延期	
R4	紀中（日高川町）	145 名
R5	紀南（新宮市、太地町）	津波注意報で中止
R6	紀北（和歌山市、海南市、紀の川市）	400 名

● 現状の課題と今後の展望

本県では、近い将来発生が予測される南海トラフ地震のリスクとともに、地球温暖化等を一因とした暴雨災害の発生リスクも高くなっています。このような広域かつ激甚災害では、被災地外からの大規模な応援は困難になるため、被災地内において知恵と力を結集させた協働による支援体制の構築が引き続き必要となります。これまでの経験や課題、教訓を自分事として地域や自組織へ実装していくことが、次の災害への備えとして求められています。

県域調整機関としての役割を果たすべく、市町村社協が運営する災害ボランティアセンターの支援対象者である地域住民を常に念頭に置き、生活者の視点を重視したつながりづくり、広域支援体制の構築に取り組みます。

(2) 災害福祉支援ネットワーク（DWAT）事業

～大規模災害時に配慮を必要とする被災者の生活を支える～

≪10年間の主な社会情勢・動き≫

東日本大震災（平成23年）をきっかけに災害時の福祉支援の重要性が認識され、平成25年に災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業が創設、平成30年には厚生労働省から災害時の福祉支援体制の整備についてのガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）が発出され、各地で災害派遣福祉チーム（DWAT）の育成が進められました。

本県においては、令和5年10月、大規模災害時における要配慮者への福祉支援が円滑に実施できるよう、県と県社協が県内の福祉関係団体との協定による支援体制「和歌山県災害福祉支援ネットワーク」を構築しました。

令和7年7月には災害救助法第4条の救助の種類に「福祉サービスの提供」が規定されました。併せて厚生労働省は、令和7年6月にガイドラインを改正し、避難所等に限定されていたDWATの活動範囲が、在宅及び自家用車で生活を続ける要配慮者、社会福祉施設等で生活を続ける要配慮等に対する支援へと拡大されました。

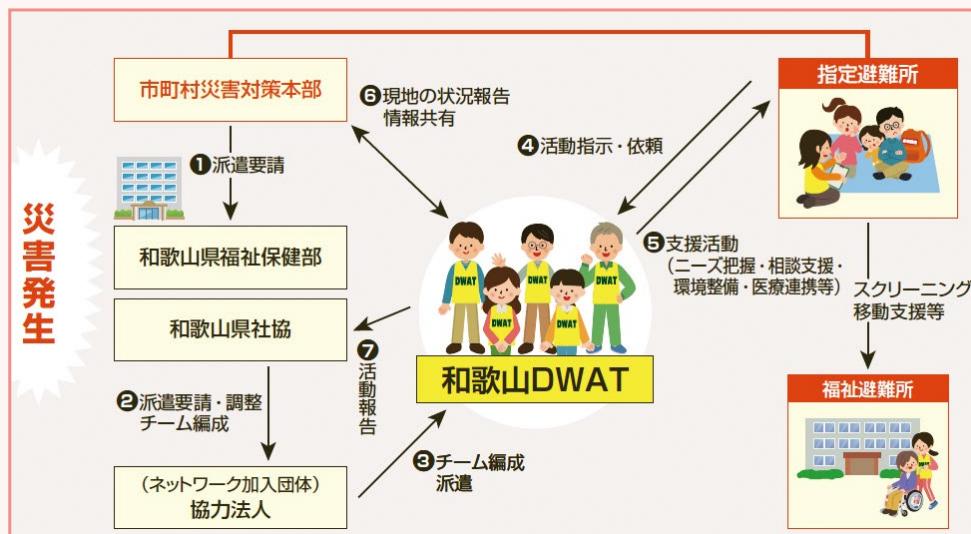
和歌山県災害派遣福祉チーム（和歌山DWAT）

① 和歌山DWATとは

和歌山県災害福祉支援ネットワークの中心的な活動が和歌山県災害派遣福祉チーム（和歌山DWAT※）です。和歌山DWATは、ネットワークを構成する福祉関係団体に所属する福祉施設等の職員で、所定の研修を修了した者の中から、1チーム4～5名程度で編成する福祉専門職チームです。災害発生時、被災した市町村から和歌山県に派遣要請があった場合等に、ネットワーク事務局がチームを編成して被災地へ派遣、高齢者、障がい児・者、妊産婦、乳幼児等、特別の配慮を必要とする方の生活を支えるべく、支援活動を行います。

※ Disaster Welfare Assistance Team の略

【派遣要請から活動までの流れ】



和歌山県災害福祉支援ネットワーク構成団体

（令和7年10月末現在）

- ・和歌山県社会福祉法人経営者協議会
- ・一般社団法人和歌山県老人福祉施設協議会
- ・和歌山県知的障害者福祉協会
- ・和歌山県保育連合会
- ・社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会
- ・和歌山県児童福祉施設連絡協議会
- ・和歌山県訪問介護事業所協議会
- ・和歌山県療護施設連絡協議会
- ・和歌山県

②令和6年能登半島地震における被災地への対応

令和6年1月に発生した能登半島地震災害では、国及び全社協からの要請に基づき、和歌山DWATとして派遣職員を構成、令和6年3月16日から4月2日にかけて4クール、計12名（1クールあたり3名、5泊6日）を石川県金沢市の1.5次避難所に派遣し、福祉的ニーズが必要な方の把握、必要な連絡調整、相談支援などの運営支援を行いました。



1.5次避難所で避難者からの相談対応



全国からの派遣職員と共に活動

DWAT登録者のスキルアップを図り体制を強化する

ネットワークを設立した令和5年度以降、DWAT登録者養成のため、和歌山県災害派遣福祉チーム登録時研修を毎年実施（令和5年度90名、令和6年度34名登録）、令和7年3月末現在122名が登録されています。



令和6年度登録時研修
講師の華頂短期大学教授の武田康晴氏



グループワークで被災地支援を考える

● 現状の課題と今後の展望

令和7年6月、厚生労働省が「災害時の福祉支援体制の整備について」のガイドラインを改正し、避難所等に限定されていたDWATの活動範囲が、在宅及び自家用車で生活を続ける要配慮者、社会福祉施設等で生活を続ける要配慮等に対する支援へと拡大されました。

特に本県では、南海トラフ巨大地震への備えが喫緊の課題である中、今後、DWATの周知及びより一層の体制強化を関係機関とともに進めていきます。

令和7年度以降は構成員の質の向上を図るため、フォローアップ研修も実施していきます。

平成 28 年 3 月に公布された改正社会福祉法（社会福祉法人制度改革）により、経営組織のガバナンス強化や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等が求められたことから、適切にその対応を行いました。

その他法人運営面では、職員研修や目標管理制度などの人材育成をはじめ、部署間連携を意識した部署横断型のワーキングチームによる取組を重点的に進め、組織基盤の強化に努めてきたところです。

併せて、SNS（Facebook、Instagram）の開設やホームページ、広報誌の見直し等、広報活動に力を入れて新規会員加入の働きかけを行うとともに、新たな自主財源の確保を図り、県行政や各関係機関、団体との連携を強化するなど、財政基盤の強化にも取り組んできました。

（1）組織体制の強化～地域福祉の推進に向けて～

①人材育成の強化

1) 基本理念・行動指針・求められる職員像の理解

- ・第 5 次活動計画を共有するため、全職員を対象に職員研修を実施した（平成 29 年度、平成 30 年度、令和元年度）。
- ・第 6 次活動計画を共有するため、全職員を対象に職員研修を実施した（令和 4 年度）。
- ・人権意識定着のため、毎年度、全職員を対象に人権・同和特別研修を実施している。
- ・「社会福祉協議会基本要項 2025」策定にあたり、全職員を対象に職員研修を実施し、改めて「住民主体」について考える機会とした（令和 6 年度）。

2) 中長期を見据えた職員採用計画、キャリアデザインの確立

- ・事業の進行管理体制を確立し、組織及び個人の目標を明確化することで、職員の業務に対する意欲の向上と能力の開発を促進し、人材育成の強化、組織の活性化、成果の向上を目的として、目標管理制度を導入している。
- ・県との合意による県社協職員中長期採用計画を平成 29 年度に策定し、計画に基づき職員採用を実施してきた。
- ・県社協の採用試験受験者向けに県社協の歴史や業務を知ってもらうため、毎年度リーフレットを作成している。
- ・県社協の事業を広く周知し、採用試験応募者数の増加を図るとともに、入職後のミスマッチを防ぐことを目的としてインターンシップ（職場説明・見学会）を実施している（令和 4 年度～）。
- ・職員採用試験に向け、県社協の職務内容や職場の雰囲気を感じ取ってもらうことを目的に職場見学＆職員採用説明会を実施している（令和 7 年度～）。
- ・採用内定者を対象に座談会を実施し、就職後の不安を取り除き、採用辞退の防止に努めている。



インターンシップの様子



採用試験受験者向けリーフレット

3) 職員研修の体系化と充実

- ・職員の資質向上及び勤務能率の発揮、向上を図るため、職員研修実施要綱及び自己研修助成要項を策定した（平成 29 年度）。
- ・職員研修実施要綱に基づき、毎年度、職員研修計画を策定し、職階に応じた職員研修の受講を推奨している。
- ・全社協策定の福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程のインストラクター養成研修を計画的に受講している。令和 7 年 10 月現在、プロパー職員 24 名のうち、15 名が修了し、県内の社会福祉施設等に対する階層別研修（初任者研修、中堅職員研修）の講師を務めることで、職員のスキルアップを図っている。
- ・毎年度、4 月に新規採用職員向け研修を実施している。

4) 事務局内の部署間連携強化、ワーキングチームの活用等

- ・部署横断型によるワーキンググループを設置し、通常の業務とは異なる、横のつながりを意識した業務の企画、実施に取り組んでいる。
 - ア. 定例会
月 2 回開催し、常務理事をはじめ事務局長、事務局次長、各部長の管理職員等による業務方針等の決定・共有の場としている。
 - イ. 中核・中堅職員層ワーキンググループ（令和 4 年度～）
副部長、班長を中心とした構成により、月 1 回開催し、部署横断的な課題や新規の取組に対して、解決策の検討を行っている。
 - ウ. 企画広報ワーキンググループ
各班から選出された構成員により、月 1 回開催し、県社協の取組に限らず、県内の福祉に関する活動も含めて広く周知できるよう、企画広報の検討を行っている。
 - エ. 法人設立 70 周年記念事業ワーキング（令和 7 年度）
記念フォーラム及びきしゅうあったかマルシェ等を企画した（令和 7 年 12 月 18 日開催）。

5) 新たな課題・分野への対応

- ・企業と地域福祉活動の推進に係る連携・協力に関する協定を締結。（再掲）
 - 令和元年度：株式会社セブン-イレブン・ジャパン、県
 - 令和3年度：株式会社オークワ
 - 令和6年度：わかやま市民生活協同組合
- ・県こども食堂応援ネットワーク事業の実施（令和 6 年度～）
県の委託を受けて、県内のこども食堂の立上げ支援、寄付のマッチング、研修・交流、情報提供等により、こども食堂を応援することを目的に、こども食堂及びサポート一員による応援ネットワークを設置した。令和 7 年 10 月末現在、こども食堂数は 142 か所となり、ネットワークに加入するこども食堂会員は 130 か所、サポート一員は 28 法人・個人となっている。



和歌山県こども食堂応援ネットワーク研修会＆交流会

②働きやすい環境づくり

1) 働き方改革への対応等

- ・仕事と育児の両立がしやすい職場環境の整備を図るため、早出勤務制度を導入し（令和5年度）、時短勤務の見直し（令和7年度）を行った。
- ・定年年齢を引き上げた（段階的に60歳から65歳へ）（令和7年度）。
- ・嘱託職員に対する勤勉手当の支給及び評価制度を導入した（令和7年度）。
- ・職場における人権意識高揚等を目的として、県と人権尊重の社会づくり協定を締結した（令和5年度）。

2) ICT化の推進等による業務の効率化

- ・債務者等へのフォローアップ支援を円滑に行うことなどを目的として、生活福祉資金アセスメントシートシステムの開発、運用を行った（令和4年度）。
- ・災害ボランティアセンター運営の円滑化・省力化に向けて災害ボランティアセンター運営支援システムを導入した（令和7年度）。
- ・NAS（ネットワーク対応ハードディスク）、無停電電源装置の入れ替えにより、保存データ容量の増加と停電時のデータ消失防止を図った（令和6年度）。

③情報発信、広報力の強化

1) 広報誌「福祉わかやま」の充実

- ・県社協の活動に限らず、県内の福祉活動をより一層広く発信していくため、広報誌「福祉わかやま」の誌面（シリーズ、構成、紙質等）を見直した（令和5年度）。

2) ホームページ、メール、マスマディア、SNSの活用

- ・詳細な情報の掲載やリアルタイムでの情報発信等を重視し、Facebook、InstagramによるSNSアカウントの開設（令和4年度）、ホームページの刷新（令和6年度）等を行った。

3) 地域福祉推進フォーラムの開催

- ・その時々に応じたタイムリーな社会情勢や制度動向、福祉・生活課題をテーマに設定し、実践活動報告を基礎に研究協議する場として、平成20年度から毎年開催している。
(毎年度のテーマは資料編（P71）に掲載。)



広報誌「福祉わかやま」

(2) 組織基盤の強化～経営が成り立つ～

①財政基盤の強化

1) 会員の加入促進

- ・県社協の事業概要及び収支状況を紹介する県社協会員加入勧奨用のリーフレットを毎年度作成している。

2) 自主財源の確保

- ・社会福祉事業従事者を対象とした研修の企画
- ・福祉サービス第三者評価事業、地域密着型外部評価事業
- ・自動販売機の設置事業、図書の販売業、保険の斡旋業
- ・資産の効果的な運用（マルチコーラブル預金、定期預金）による運用益確保

②ガバナンスの強化

1) 法人経営（理事会・評議員会・監事監査・会計監査人）の充実・強化

ア. 平成 28 年の改正社会福祉法への対応

(ア) 定款の変更 【平成 29 年 4 月 1 日施行】

- ・厚生労働省が示した「社会福祉法人定款例」及び全国社会福祉協議会が作成した「法人社協モデル定款」に準拠し、定款及び諸規程を改正した。
- ・役員等の定数を、理事 15 名→11 名、監事 2 名→3 名、評議員 31 名→19 名に変更。
- ・評議員の任期を、2 年→4 年に変更。

(イ) 評議員選任・解任委員会の設置 【平成 29 年 3 月 17 日施行】

- ・評議員の選任にあたっては、新たに「評議員選任・解任委員会」を設置した。

(ウ) 会計監査人の設置 【平成 30 年 7 月 13 日設置】

- ・県社協は民間社会福祉事業従事者共済事業を運営しており、社会福祉法第 37 条に規定する特定社会福祉法人（一定の事業規模を超える社会福祉法人）に該当することから、会計監査人を設置し、ガバナンスの一層の強化を図った。

(エ) 市町村社協や社会福祉法人の法改正対応支援

- ・市町村社協や会員施設（社会福祉法人）に対して、法改正に関する各種研修会を開催するとともに、全国社会福祉法人経営者協議会や全国社会福祉協議会が作成したモデル定款を示す等、法改正対応を支援した。

イ. 理事会、評議員会での定期的な法人経営及び事業実施状況の報告

ウ. 県社協の活動に対する意見交換を目的とした評議員懇談会等の実施（平成 29 年度～令和 3 年度）

エ. 財政基盤強化をテーマにした全職員対象研修の実施（令和 5 年度）

オ. 活動計画の策定に向けた検討及び進行管理等を目的とした、県社協活動計画検討委員会を開催

カ. 企画機能強化等を目的とした、事務局組織の改編（総務・資金部を総務企画部へ、福祉事業部を福祉人材研修部へ）（令和 3 年度）

2) コンプライアンス、事業運営の透明性向上 等

- ・個人情報保護にかかる職員研修を実施した（令和 5 年度、令和 6 年度）。

1

2

3

4

組織基盤の強化にかかる取組

5

6

③関係機関・団体との連携強化

1) 各種別協議会等との連携強化

- ・種別協議会については、本会理事、評議員としての法人運営への参画や、各事業を通じた協力、また、各種別協議会が行う事業への参加等により連携を強化している。
- ・和歌山県社会福祉法人経営者協議会、和歌山県保育連合会、和歌山県訪問介護事業所協議会、和歌山県児童館連絡協議会については、事務局の受任を通じて支援している（P48に掲載）。

2) 県との連携・パートナーシップの強化

- ・県からの新たな事業受託のほか、地域生活課題の解決に向けたソーシャルワーク研修会、市町村地域福祉主管課長・市町村社協事務局長会議の共催、県災害福祉支援ネットワークの共同事務局運営等、県との連携を強化している。

● 現状の課題と今後の展望

社会福祉法人の運営については、平成28年3月公布の改正社会福祉法により、財務規律の強化や透明性の向上等がさらに求められるようになりました。県社協では、会計監査人の導入により、会計だけでなく事業運営や業務執行状況等などに関する監査の強化も図っているところです。社会福祉法人を取り巻く経営環境が変化しつつある中、今後も法改正等に適正に対応し、市町村社協等からの相談にも対応できるよう、全社協等を通じた情報収集を図り、適正な法人運営に努めます。

また、基本理念、行動指針、重点目標を適正かつ着実に達成できる人材を育成するため、職員研修の充実を図るとともに、限られた人員で最大限の業務を遂行できるよう、事務局内の部署間連携をさらに強化していきます。

併せて、財政基盤の強化を図るため、さらなる自主財源確保の方法を検討するとともに、県との連携、パートナーシップを深め、市町村社協、社会福祉法人、民生委員等の会員をはじめ、県民、関係機関・団体から必要とされる事業の展開を進められるよう、より一層組織の基盤強化に努めます。

法人設立 70 年。これまで先人が築いてきた実践の数々は、着実に実を結び、確実に展開されています。

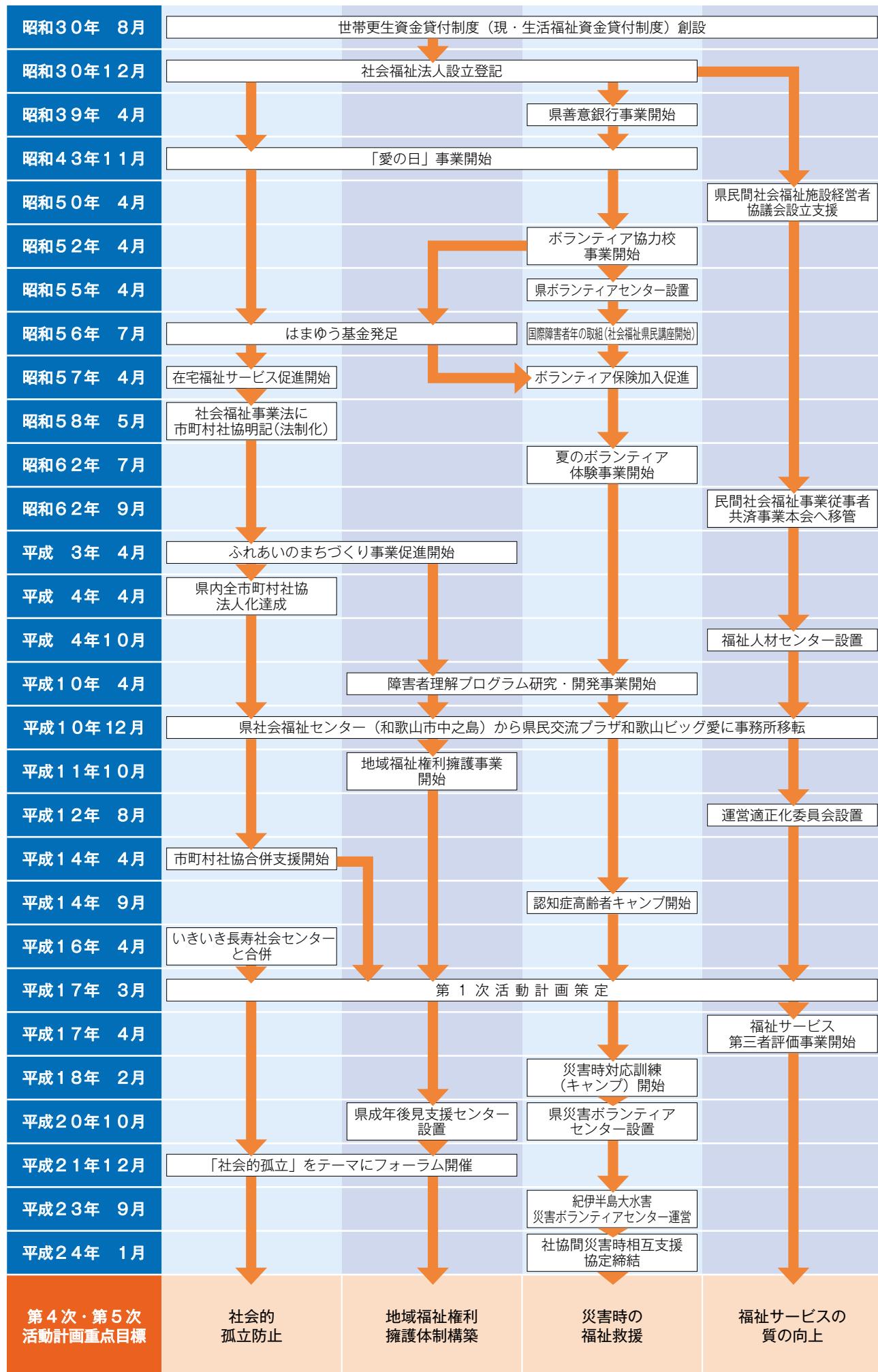
この 10 年間も、社会福祉法人制度改革や新型コロナウイルス感染症の拡大、災害対応等をはじめとする様々な課題に直面してきましたが、そうした課題に向き合う度にあらためて気づかされたのは、会員の皆様をはじめ、いつも県社協を支えてくれた多くの関係者の力、私たちがずっと大事にしなければならない「つながりの大切さ」でした。

現在、県社協では、第6次活動計画（令和4年度～8年度）において「ともに生きる地域社会（わかやま）の実現」を基本理念に掲げ、6つの重点目標を定め、各事業が連携してその目標達成のために取り組んでいます。

これからも、先人が築いてきた「変わらない福祉実践の大切さ」を大事にするとともに、それらを持続可能なものとするために挑戦し、変えていくべきものは何なのかー。そのことを念頭に、未来に向けて役職員一同、決意を新たに取り組みを進めます。



社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 70年の変遷（抜粋）



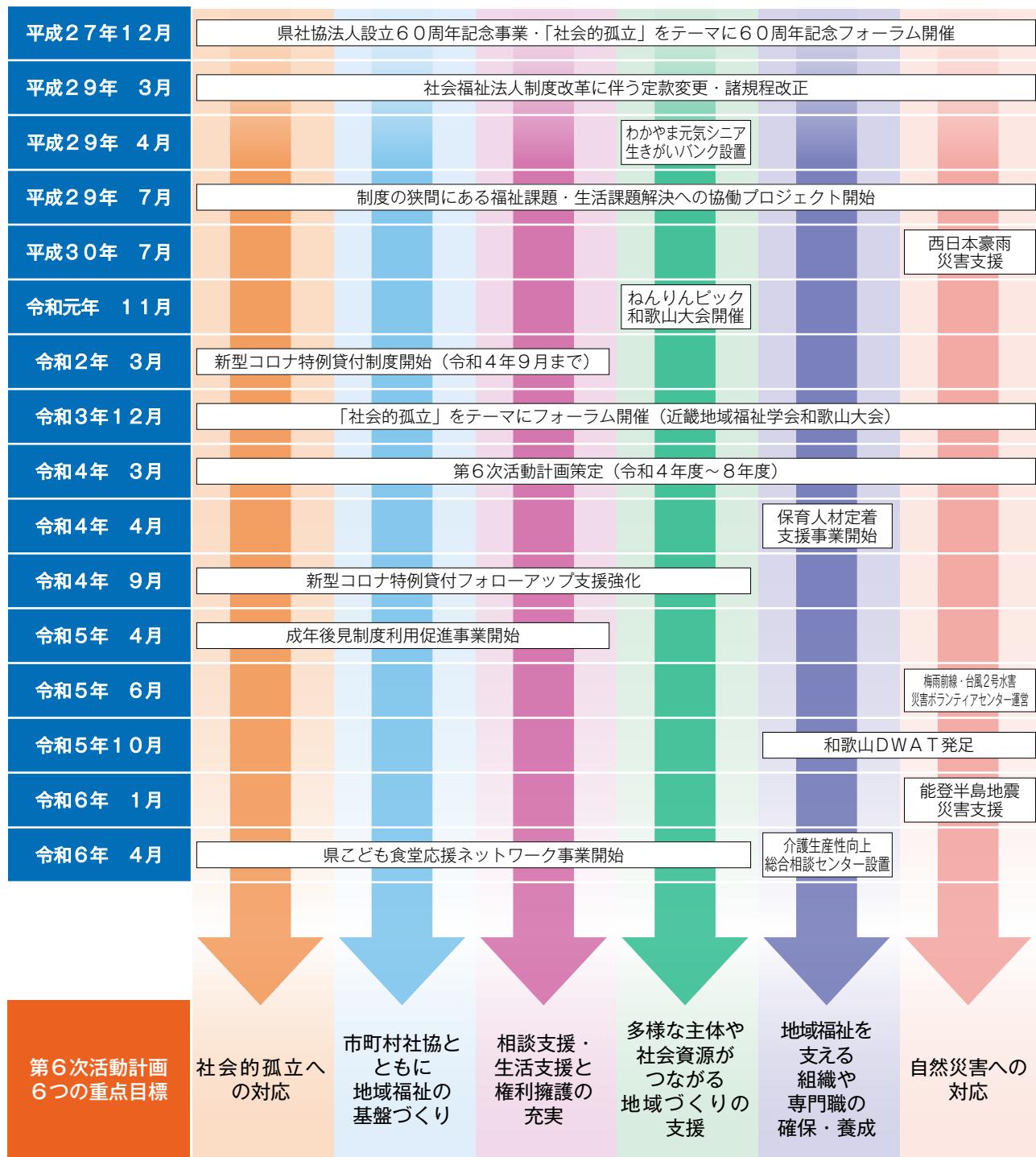
1
2
3
4
5
6

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 70年の変遷（抜粋）

～この10年間の取組と第6活動計画6つの重点目標～

1
2
3
4
5
未来への決意

6



6

資料編

(1) 和歌山県社会福祉協議会 歴代会長・副会長	68
(2) 和歌山県社会福祉協議会 活動計画の策定推移	69
(3) 和歌山県地域福祉推進フォーラム開催状況（平成27年度～令和6年度）	71
(4) (参考資料) 社会福祉協議会基本要項2025（全国社会福祉協議会）	74

(1) 和歌山県社会福祉協議会 歴代会長・副会長

任期			会長	副会長	
期	自	至			
1	S26.7.10	S29.2.23	石井 正親	中川豊太郎	
2	S29.2.24	S43.2.25	小野 真次	岡崎蜜三良 (S29.2~)	菌村嘉八郎 (S29.2~)
3	S43.2.26	S50.10.4	大橋 正雄	岡崎蜜三良	菌村嘉八郎 (~S47.2.25) 堀口銀二郎 (S47.2.26~)
	S50.10.5	S50.12.24	会長職務代理者 岡崎蜜三良	岡崎蜜三良	堀口銀二郎
4	S50.12.25 H8.2.25	仮谷志良	宮坂 広吉 (S51.2.26~S56.2.15) 出口 文雄 (S56.2.17~H5.3.25) 山口 好次 (H5.3.26~)	岡崎蜜三良 (~S53.2.25)	
				東岡 富一 (S53.2.26~S59.2.25)	
				藤井 安一 (S59.2.26~S61.2.25)	堀口銀二郎 (~S53.6.26)
				中瀬古昌一 (S61.2.26~S62.3.31)	玉井 一郎 (S55.2.26~H8.2.25)
				山下 磐 (S62.5.25~H4.2.25)	
				揚村不可止 (H4.2.26~H8.1.30)	
5	H8.2.26	H11.3.31	玉井 一郎	山口 好次	薮下 繁男 (H8.2.26~)
6	H11.4.1	H13.1.14	西口 勇	山口 好次	薮下 繁男
7	H13.1.15 H18.11.15	木村 良樹	山口 好次 (~H14.2.25) 濱田 隼右 (H14.2.26~)	薮下 繁男 (~H15.4.24)	小西 悟 (~H17.5.31)
				中村政右衛門 (H16.2.26~)	白原 勝文 (H17.6.1~H18.3.31)
	H18.11.16 H19.2.28	会長職務代理者 濱田 隼右	濱田 隼右	中村政右衛門	西 寛 (H18.5.31~)
8	H19.3.1 R4.12.16	仁坂 吉伸	濱田 隼右 (~H19.11.30) 松下 明 (H20.2.26~R4.12.21)	中村政右衛門 (~H23.5.29)	西 寛 (~H22.3.31)
				小竹 敏夫 (H24.2.26~H24.7.22)	藁科 善崇 (H22.5.31~H25.3.31)
				中村 宏次 (H25.5.28~R1.11.30)	中岡 雅和 (H25.5.28~H28.3.31)
				林 保行 (R2.3.25~)	栗山 隆博 (H28.5.24~H29.3.31)
9	R4.12.21	R5.3.27	松下 明	林 保行	南木 芳亮
10	R5.3.27	R7.4.15	岸本 周平	松下 明 (R5.3.27~R7.4.18)	林 保行
11	R7.4.18	R7.8.29	松下 明	林 保行	森田 昌伸
12	R7.8.29	現在	宮崎 泉	松下 明 (R7.8.29~)	林 保行

1
2
3
4
5
6
資料

(2) 和歌山県社会福祉協議会活動計画の策定推移

平成 12 年の社会福祉法施行により、社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明確に位置付けられ、大きな役割と責任を担うこととなりました。

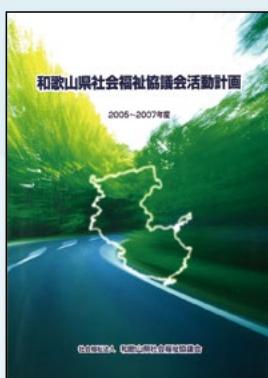
こうした中、あらためて県社協の使命、役割と方向性及びその具体化の方途（計画内容）を明確にし、住民ニーズに基づいた地域福祉を推進するため、平成 17 年度から和歌山県社会福祉協議会活動計画を策定し、地域福祉の推進に取り組んでいます。

第1次計画
H17～19年度

テーマ・使命・基本理念

21世紀は地域福祉の時代

みんなの願い、想いをもちよって支え合いのふるさとづくりを



【5つの基本目標に基づき 25 事業に取り組む】

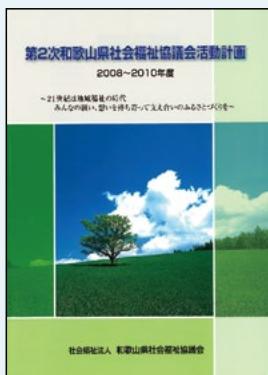
- ①住民の個別支援を進めます。
- ②住民参加及び協働を進めます。
- ③人材養成及び事業者支援を進めます。
- ④福祉課題への挑戦及び情報化に努めます。
- ⑤組織の充実・強化を図ります。

第2次計画
H20～22年度

テーマ・使命・基本理念

21世紀は地域福祉の時代

みんなの願い、想いをもちよって支え合いのふるさとづくりを



【5つの基本目標に基づき、19 事業に取り組み、10 事業を重点事業とした】

- ①住民の個別支援・相談援助を進めます。
- ②住民参加及び協働を進めます。
- ③人材養成及び事業者支援を進めます。
- ④福祉課題への挑戦及び情報化に努めます。
- ⑤組織の充実・強化を図ります。

第3次計画
H23～25年度

テーマ・使命・基本理念

みんなが支え合いの輪の中に 地域で支え合う仕組みづくりを



【5つの基本目標に基づき 18 事業に取り組み、4 事業を重点事業とした】

- ①住民の個別支援・相談援助を進めます。
- ②住民参加及び協働を進めます。
- ③人材養成及び事業者支援を進めます。
- ④福祉課題への挑戦及び情報化に努めます。
- ⑤組織の充実・強化を図ります。

第4次計画
H26~28年度

テーマ・使命・基本理念
みんなの力で地域福祉を推進します
～あらゆる機関と地域住民が連携・協働して取り組める仕組みづくり～



【4つの重点目標を定め、12事業が連携して取り組む】

- ①社会的孤立の防止
- ②地域福祉権利擁護体制の構築
- ③災害時の福祉救援
- ④福祉サービスの質の向上

第5次計画
H29~R3年度

テーマ・使命・基本理念
みんなの力で地域福祉を推進します
～あらゆる機関と地域住民が連携・協働して取り組める仕組みづくり～



【第4次計画の4つの重点目標を踏襲し、14事業が連携して取り組む】

- ①社会的孤立の防止
- ②地域福祉権利擁護体制の構築
- ③災害時の福祉救援
- ④福祉サービスの質の向上

※第5次計画より、推進期間を3年→5年に延長した。

第6次計画
R4~8年度

テーマ・使命・基本理念
**「ともに生きる地域社会の実現をめざして
～ふだんのくらしのしあわせをみんなの力でつくります～」**



【地域共生社会の実現に向けて6つの重点目標を定め、14事業が連携して取り組む】

- ①社会的孤立への対応
- ②市町村社協とともに地域福祉の基盤づくり
- ③相談支援・生活支援と権利擁護の充実
- ④多様な主体や社会資源がつながる地域づくりの支援
- ⑤地域福祉を支える組織や専門職の確保・養成
- ⑥自然災害への対応

※基本理念を実現するための6つの行動指針と、組織の基盤強化を新たに定めた。
(P7 参照)

(3) 和歌山県地域福祉推進フォーラム開催状況（平成 27 年度～令和 6 年度）

県社協では、その時々の社会情勢や福祉課題に応じて“地域福祉”について皆で考える機会とするため、一定のテーマを設定した地域福祉推進フォーラムを毎年開催しています。

平成 27 年度

今あらためて、「社会的孤立」から生じる 生活課題解決への取組を考える

～すべての人がその人らしく生きるために、私たちにできること～

記念講演「たすけられ上手 たすけ上手に生きる」

日本地域福祉学会 会長／同志社大学大学院社会学研究科 教授 上野谷 加代子

パネリスト

社会福祉法人喜成会	地域交流センター長	寺井 政子	(法人設立 60 周年記念・) 近畿地域福祉学会和歌山大会
NPO 法人 WAC わかやま	理事長	中村 富子	
社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	事務局長	川口富士夫	

平成 28 年度 地域における見守り支援活動を進める

基調講演「地域の見守り支援活動を進める 理想の見守り活動へ」

大阪府立大学人間社会システム科学研究科 教授 小野 達也

パネリスト

社会福祉法人しあわせ	地域交流推進室 室長	佐野 芳秀
社会福祉法人白浜町社会福祉協議会	事務局長	大久保道博
社会福祉法人太地町社会福祉協議会	事務局長	岡本 研

平成 29 年度

社会福祉法改正・地域共生社会

誰もが支え、支えられ安心して生活できる地域を創る実践

基調講演「地域共生社会の実現に向けて」

桃山学院大学社会学部社会福祉学科 教授 松端 克文

パネリスト

社会福祉法人喜成会	地域福祉推進室	門脇 次彦
社会福祉法人有田市社会福祉協議会	上席主任	宮本 朋子
和歌山市宮北地区民生委員・児童委員協議会	会長	中島 滋
こどもの寺童楽寺	住職	安武 隆信

平成 30 年度

県災害ボランティアセンター設置 10 周年記念フォーラム

～災害時にも。ボランティアの力を、地域の力に。～

基調講演「災害時にも強く、一人ひとりを大切にする“地域”とは」

コミュニティ・エンパワメント・オフィス FEEL Do 代表 葉原 英文

リレートーク

社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	地域福祉課長補佐	望月 貴文
社会福祉法人新宮市社会福祉協議会	生活支援コーディネーター	奥田 修子
社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	事務局長	土井 郁夫
日本防災士会和歌山県支部	支部長	早稻田真廣
公益財団法人和歌山県国際交流協会	外国人生活相談室長	城山 雅宏
社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会	災害ボランティアセンター専任職員	山田 日和

令和元年度

福祉人材確保・定着フォーラム／ 介護ロボット和歌山フォーラム

基調講演「これからの福祉人材定着支援について」

桃山学院大学社会学部社会福祉学科 教授 川井 太加子

実践報告

社会福祉法人紀伊松風苑	総施設長・日本語講師	横山マリコ
社会福祉法人黒潮園	理事長・施設長・理学療法士	岡 司
和歌山県の取組紹介	和歌山県長寿社会課	後 知明
介護ロボットニーズ・シーズ連携協議会	委員	鍵野 将平

令和 2 年度 ともに生きる豊かな地域社会づくりをめざして

導入講義「地域共生社会に向けて、私たちにできること」

摂南大学講師／博士（人間科学）上野山 裕士

実践リレートーク

- ・コロナに負けず地域を支える 社会福祉法人・福祉施設の取組
社会福祉法人中庸会、社会福祉法人喜成会、県社会福祉法人経営青年会

- ・民生委員やボランティアの取組
和歌山市西山東地区民生委員・児童委員協議会、きうちこども食堂（海南市）

- ・連携協働をキーワードに 社会福祉協議会の取組
社会福祉法人かつらぎ町社会福祉協議会、
社会福祉法人田辺市社会福祉協議会、社会福祉法人太地町社会福祉協議会

※コロナ禍により会場参集＋オンラインのハイブリッド開催

令和 3 年度

“社会的孤立”と向き合い、生活課題の解決に取り組む ～居場所・協働・担い手から考える共に生きる社会のこれから～

パネリスト

NPO 法人共生舎 社会福祉法人串本福祉会 社会福祉法人かつらぎ町社会福祉協議会	理事 企画広報室長・生活相談員 事務局長	石井 新 中馬明日香 山本 幸則	(第 33 回近畿地域福祉学会) 和歌山大会
--	----------------------------	------------------------	---------------------------

※コロナ禍により会場参集＋オンラインのハイブリッド開催

令和 4 年度

子どもたちの“いま”と“これから”をみんなで考える

基調講演「最近の社会情勢と子どもを取り巻く課題」

和歌山信愛大学 教授／わかやま子ども学 総合研究センター長 桑原 義登 氏

実践報告

和歌山県里親会 社会福祉法人愛徳園 ほんまち子ども食堂（和歌山市）	会長 ピンセント療護園主任 代表	富松 伸六 南部 光 三岩 真紀
---	------------------------	------------------------

令和 5 年度

令和 5 年 6 月梅雨前線による大雨及び台風 2 号災害を振り返って ～多機関協働、それぞれの力を合わせて災害にも強い地域づくり～

キーノートスピーチ「防災と地域福祉～災害ボランティアの活動を通して～」

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会
災害ボランティアセンター 所長 南出 考

リレートーク

社会福祉法人海南市社会福祉協議会 社会福祉法人日高川町社会福祉協議会 社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会 粉河福祉防災ボランティア会 社会福祉法人かつらぎ町社会福祉協議会 リユースエイドテック（RAT）	主任 主査 地域福祉課長補佐 会長 事務局長 代表	田中 健人 井口 淳 福本 正樹 戸口 茂幸 山本 幸則 佐々木夏美
--	--	---

令和 6 年度

“その人らしい幸せな暮らし”をみんなで考える

基調講演「居場所づくりからはじめる地域共生社会」

摂南大学現代社会学部 講師 上野山 裕士

実践報告

NPO 法人はぐくみ 制服リユース SHOP KAKAYA 代表 認定 NPO 法人ハートツリー 社会福祉法人千翔会 社会福祉法人有田市社会福祉協議会	理事長 施設長 事務係長	木野 歩美 松下 泰子 高垣 千恵 宮本 朋子
--	--------------------	----------------------------------

(参考資料)

社会福祉協議会 基本要項 2025

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

社会福祉協議会基本要項 2025

前 文

1. 社会福祉協議会基本要項 2025 の策定にあたって

- 社会福祉協議会（以下、社協）は、明治 41（1908）年設立の中央慈善協会を源流とし、昭和 26（1951）年、全国および都道府県社協が法制化された。その後、活動の基盤となる市町村社協の設置が全国で進み、昭和 58（1983）年に市町村社協が、平成 2（1990）年に指定都市の区社協が法制化された。
- 昭和 37（1962）年に社会福祉協議会基本要項、平成 4（1992）年には新・社会福祉協議会基本要項を策定し、社協の活動・事業、組織の考え方や方向性を示した。いずれも「住民主体」を掲げ、各社協では、これらをもとに地域福祉を推進してきた。
- 平成 12（2000）年以降は、累次の社会福祉（事業）法改正により、地域福祉の理念が法文化され、その制度化・施策化が進展するとともに、社協の活動・事業、組織が拡大した。加えて、この間、いわゆる平成の大合併に伴う社協の合併、広域化が進み、さらに少子高齢化・人口減少が進行するなど、社協や地域福祉を取り巻く環境が大きく変化している。
- このような状況を踏まえ、全国社会福祉協議会（以下、全社協）では、令和 5（2023）年 8 月に地域福祉推進委員会に基本要項検討委員会を設置し、新たな基本要項の検討を開始した。
- 検討にあたっては、基本要項ならびに新・基本要項の前文にある「現実に即して、今後の方向を明らかにする」姿勢を引き継ぐこととした。加えて、新・基本要項策定以降の社会・経済の変化とともに、今後の変化も見据え、社協の方向性を示すこと、また、各社協の活動・事業、組織体制が大きく異なる状況にあって、全国の社協の役職員が共有できる新たな基本要項を示すことをめざして検討を行った。
- 我が国の社会・経済の変化がさらに進むものと想定されるなかで、基本要項 2025 は、適宜見直しを検討することとする。

2. これから社会福祉協議会に求められる役割

(1) その人らしい暮らしを地域で支える

- 誰もが安心して、その人らしい暮らしができるよう、社協は、支援が必要な人や支援が届いていない人を見逃すことなく受け止め、住民や地域の関係者とともに、継続的な支援を行う必要がある。
- 社協は、住民のニーズに基づき、配食サービスやふれあいきいきサロン、小地域ネットワークによる見守り活動などを住民や地域の関係者とともに生み出してきた。
- これらは、住民のニーズから発した、一人ひとりの生活を支える仕組みであると同時に、地域生活課題への気づきと共に基づいた、住民による主体的かつ開発的な実践である。また、在宅福祉サービス等についても、住民のニーズを起点とする実践を経て制度化されたものである。
- 社協は、今後、社会の変化や多様化するニーズへの感度をさらに高めながら、制度の枠にとらわれず、その人らしい暮らしを地域で支えるためのさまざまな活動・事業を積極的に企画・実施していく必要がある。
- また、社協は、さまざまな活動・事業を通じて住民に働きかけ、人ととのつながりや「ここに居ていい」と感じられる居場所づくりに取り組んできた。それは、こうした活動が、孤独・孤立を防ぎ、生活に安心感や楽しみ、生きがいをもたらすからであり、「豊かな地域社会」への道筋に連なっているためである。
- 孤独・孤立はさまざまな地域生活課題に共通する背景要因となっており、家族や地域、職場などにおける人間関係の希薄化が指摘されるなか、社協は住民や地域の関係者とともに「つながりづくり」のために取り組みを重ねる必要がある。
- あわせて、差別や偏見、社会的排除を放置することなく、多様性を尊重する包摂的な地域づくりに向けて、福祉教育の取り組みを進めることが重要である。

(2) 住民主体の地域づくり

- 社協はこれまで、住民主体の地域づくりに向け、住民や地域の関係者が地域生活課題を協議し、協働しながら解決に取り組むことを支援してきた。
- 社協が行う個別支援は、こうしたコミュニティワークの実践が基盤となって展開されるものであり、個別支援と地域づくりの運動・循環を意識した取り組みが求められる。
- 社協は、引き続き、住民の参加を働きかけ、支え合いや地域づくりに向けた取り組みを促進していく必要があり、これらの取り組みを通じて、住民が主体的に関与し、協力しながら持続可能な地域社会をつくるという、自治の営みを地域福祉の側面から支えることが重要である。
- しかし、近年、多くの地域で自治会・町内会の加入率の低下、地区社協等の地域福祉推進基礎組織や民生委員・児童委員の担い手不足が課題になっているほか、社協に登録するボランティア活動者数の減少傾向がみられる。価値観の多様化やライフスタイルの変化のなかで、地域活動に参加すること自体のハードルが高くなっているとの指摘もされている。
- 一方で、興味や関心を共有するゆるやかなグループやオンライン上のつながり、さまざまな「生きづらさ」を抱える当事者同士のつながりなどが増えつつある。また、福祉分野に限らず、まちづくりや社会課題の解決に関心を持つ若い世代が増え、SDGsを意識した企業の社会貢献活動も広がっている。
- 今後は、より多くの住民が気軽に地域づくりに参加し、多様な活動が自然に生まれてくるような働きかけが重要であり、地縁を基盤とした組織だけでなく、個人が自分の意思により、参加したいと思えるような多様なグループとの出会いやつながる場づくりに取り組んでいく必要がある。
- その際、地域生活課題の広がりや住民の関心の多様化を踏まえ、あらゆる分野の関係者と連携・協働することが求められる。
- こうした多様なつながりが重層的につくられていくことが、人と地域の内発的な力を引き出し、住民主体の地域づくりを進める基盤となる。

(3) 協議体としての機能を地域福祉に活かす

- 少子高齢化・人口減少が急速に進むなか、住民のニーズは多様化・複雑化しており、福祉分野を超えてさまざまな地域生活課題が広がっている。
- こうした社会の変化を受け、国においては、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度における生活支援体制整備事業の創設、成年後見制度の利用促進、さらには包括的支援体制構築の方策として重層的支援体制整備事業を法定化するなど地域福祉の施策化が進んでいる。
- これらの施策においては、住民の主体的な取り組みやボランティア・NPOの役割發揮が期待されているところである。
- 一方で、住民主体の活動は、制度や公的なサービスの補完・代替を目的とするものではなく、住民の意思や選択が尊重されるべきものである。社協は、住民や地域の関係者との対話や協議を通じて、住民主体の意義や重要性を共有していく必要がある。
- そのうえで、社協は、福祉以外の分野も含めた多様な主体との連携・協働を広げるなど、協議体としての組織特性を地域福祉に活かすことが求められる。

(4) 地域福祉を推進する団体としての責任と行政とのパートナーシップ

- 国は、地域共生社会の実現を掲げ、都道府県・市町村において、包括的支援体制の構築を進めている。社協は地域福祉（支援）計画の策定に積極的に参画するとともに、住民や地域の関係者、行政等それぞれの主体が役割を果たしつつ、連携・協働できるよう、地域福祉の共同運営に力を発揮する必要がある。あわせて、行政とのパートナーシップを築き、両輪として地域福祉を進めていくことが求められる。
- その際、社会福祉法に位置付けられた、地域福祉を推進することを目的とする団体として、当該地域における地域福祉全体の予算の拡充を図るとともに、法人運営の基盤となる公費の確保を進めることが必要である。
- 地域福祉の施策化のなかで各種の事業が社協に委託される場合も増えている。行政との協議にあたっては、これらの事業をどのように地域福祉の推進に活かすのか、全体構想や戦略を持って行政に提案し、事業を企画・実施することが求められる。
- また、住民や地域の関係者による協議をもとに、行政に対して制度等を提案するほか、社会資源の創設・改善に取り組むなど、ソーシャルアクションを強化する必要がある。
- 加えて、災害が頻発化・大規模化するなか、災害ボランティアセンターや地域支え合いセンターの運営をはじめ、災害時の福祉支援における行政との連携による社協の役割発揮が求められている。

3. 社会福祉協議会基本要項 2025 の具体化に向けて

- 加速する社会・経済の構造的な変化のなかで、誰もがその人らしく、安心して暮らすことのできる地域社会を、それぞれの地域特性にあわせていかに実現していくか、今、大きな岐路にある。
- NPO や企業、各種団体など、多様な主体が地域福祉の活動・事業に参入しているなか、社協は、これまで以上に開かれた組織として、住民や地域の関係者の力を集め、公私協働の要として真価を發揮する必要がある。
- あわせて、住民や地域の関係者、行政に対して社協をより深く理解してもらう努力を重ねる必要がある。
- 基本要項は、社協の活動・事業、組織の考え方や方向性を示す根幹となる指針である。我々社協の役職員は、基本要項 2025 を活用し、各社協がめざすビジョンや役割を明らかにして、住民や地域の関係者と協議しながら、活動・事業の充実や組織強化を計画的に推進する。
- また、全国ネットワークとして、市区町村社協、都道府県・指定都市社協、全社協は、相互に協力しながら、基本要項 2025 を踏まえた具体的な実践を進めることとする。

I. 社会福祉協議会の使命、組織特性、活動原則

1. 社会福祉協議会の使命と住民主体の理念

(1) 社会福祉協議会の使命

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民主体の理念に基づき、住民や地域の関係者との協働により、「ともに生きる豊かな地域社会」を創造することを使命とする。

- 「ともに生きる豊かな地域社会」とは、「住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会」（「全社協福祉ビジョン」）である。
- 社協は、社会福祉法に位置付けられた地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民や地域の関係者と協働して活動・事業を進めている。
- ここでの「地域の関係者」は、民生委員・児童委員、ボランティア・市民活動者、住民組織（自治会・町内会、地区社協等地域福祉推進基礎組織）、老人クラブ、当事者組織、民生委員児童委員協議会、ボランティア・市民活動団体（NPO）、社会福祉法人、福祉施設・事業、協同組合、企業・店、大学等の研究機関、行政（福祉以外の部局も含む）、保健・医療、教育、司法その他福祉以外の分野も含めた地域のあらゆる関係者を指す。

(2) 住民主体の理念

社会福祉協議会のすべての活動・事業および組織経営は、住民主体の理念にもとづいて展開する。

住民主体の理念とは、

- ① 住民を中心にして置くこと
 - ② 住民のニーズに基づくこと
 - ③ 住民の主体形成と組織化を基礎とすること
- である。

- ここでの「住民」とは、「生活の主体」として自らの権利行使し、生き方・暮らし方を自らの意思で選びながら幸福を追求する「権利の主体」である。また、地域づくりの主体であり、行政施策・事業の決定や運営に参加する「自治の主体」である。
- なお、「住民」には、その地域に居住している人だけではなく、在勤・在学者等を含むものとしている。
- 「住民のニーズ」とは、生活上の要求であり、困りごとはもとより、「誰かの役に立ちたい」「安心して暮らせる地域をつくりたい」といった思いや希望も含むもので、ニーズを持つ住民をあらゆる場面において中心に置くことを示している。
- 社協は、とくに、自ら声をあげたり支援を求めたりすることが難しい住民の存在を常に念頭に置き、積極的にアウトリーチし、ニーズの把握に努める。また、本人の意思決定や権利行使を支援し、社会参加を進める。
- 社協の活動・事業は、住民の主体形成と組織化を基礎として展開される。主体形成とは、多様なニーズや価値観を持つ住民や地域の関係者が出会い、対話や協議を通じて地域生活課題に関心を持ち、自ら考え、行動するよう支援する取り組みである。
- また、組織化とは、協議や協働の促進、連絡調整（コーディネート）、社会資源の開発等を含む一連の取り組みである。
- こうした主体形成と組織化を通じて住民や地域の関係者の取り組みが生まれ、継続的な活動へと発展していく。社協はこの一連のプロセスに伴走し、住民や地域の関係者の連携・協働による地域福祉を推進する役割を担う。

2. 社会福祉協議会の組織

(1) 社会福祉協議会の構成

社会福祉協議会は、住民（組織）と地域の関係者によって構成される。

- 社協は住民、住民組織、公私の社会福祉関係者、さらに幅広い分野や主体の諸団体が参画することによって成り立っている。
- 住民が参画する組織であることが社協の特徴である。その象徴的な仕組みである住民会員制度は、社協の活動・事業を住民の参加・協力・支持によって進めるために必要な基本的制度であり、社協の使命や理念への共感を基盤とした参画の一形態と位置づけられる。

(2) 社会福祉協議会の組織特性

社会福祉協議会は、次の5つの組織特性を有する。

- ①住民や地域の関係者による協議体組織
- ②地域福祉を創造する運動体組織
- ③地域の実情に応じた活動・事業を企画・実施する事業体組織
- ④公共性と公益性を有する民間非営利組織
- ⑤市区町村、都道府県・指定都市、全国に設置されている全国ネットワーク組織

①住民や地域の関係者による協議体組織

- 社協は、地域福祉の協議体組織であり、その活動・事業は、事務局だけで進めるのではなく、住民や地域の関係者の協議と参画のもとに展開される。
- 協議体としての組織特性は、運動体や事業体としての特性を發揮するうえでの基盤となる。

②地域福祉を創造する運動体組織

- 社協は、運動体組織として、住民や地域の関係者と地域生活課題を共有し、その解決に向けて取り組む。
- また、めざす地域社会の姿を住民や地域の関係者とともに描き、その実現に向けて、既成概念にとらわれることなく、柔軟で開発的な取り組みを進める。

③地域の実情に応じた活動・事業を企画・実施する事業体組織

- 社協は、住民や地域の関係者と協議し、地域生活課題の解決に向けて、求められる活動・事業を企画・実施する事業体組織である。

④公共性と公益性を有する民間非営利組織

- 社協は、開かれた組織として、特定の個人や組織、分野にとどまらず、社会全般を視野に入れ（公共性）、広く社会の利益にかなう活動・事業を進める（公益性）。
- 住民や地域の関係者の協議に基づいて、必要な活動・事業を決定し、また、自主的・自律的な経営を行う民間非営利組織である。
- 会費や寄付、公的財源をもとに活動・事業を行う組織として、経営の透明性を確保し、法令順守を徹底する。

⑤市区町村、都道府県・指定都市、全国に設置されている全国ネットワーク組織

- 社協は、地域福祉を推進するため、市区町村、都道府県・指定都市、全国の各段階に設置された、唯一の全国ネットワーク組織である。
- 社協は、そのネットワークの強みを活かし、相互に協力し、実践を高め合うとともに、連携して活動・事業を展開する。

3. 社会福祉協議会の活動原則

社会福祉協議会は、次の活動原則をふまえ、各地域の特性を活かした活動を進める。

- ①住民ニーズ基本の原則
- ②住民活動基盤の原則
- ③個別支援と地域づくりの一体的展開の原則
- ④民間性の原則
- ⑤連携・協働の原則
- ⑥専門性の原則

①住民ニーズ基本の原則

- 社協の活動・事業の原点は一人ひとりの住民のニーズであり、多様な方法で把握し、それに基づく活動を進める。

②住民活動基盤の原則

- 社協は、住民の思いや、主体的な取り組みを基盤として活動・事業を進める。
- 活動・事業を実施する際は、常に住民同士、住民と地域の関係者のつながりや支え合い、参加の機会を育むことを支援する。

③個別支援と地域づくりの一体的展開の原則

- 一人ひとりのニーズに基づく相談・生活支援等の個別支援と、住民や地域の関係者が主体的に参画する地域づくりを連動・循環させながら展開する。

④民間性の原則

- 民間組織として開拓性・即応性・柔軟性を発揮し、既存の制度にとらわれず、柔軟にニーズに対応するとともに、必要に応じて既存サービスの改善や新たな社会資源の開発、民間財源の確保に計画的に取り組む。

⑤連携・協働の原則

- 多様な地域生活課題を受け止め、対応するとともに、住民や地域の関係者による主体的な活動を推進するため、福祉関係のみならず、医療、保健、就労、住まい、司法、産業、教育、権利擁護、多文化共生、防犯、防災など多分野の関係者と連携・協働する。
- 住民の福祉の増進を図ることを基本とする行政とのパートナーシップを構築し、役割分担に基づき、協働して活動・事業を展開する。

⑥専門性の原則

- 住民や地域の関係者との協働促進に関する経験知と信頼、幅広いネットワークを基盤として地域福祉推進の専門性を発揮する。
- 上記を実現するため、コミュニティソーシャルワークやコミュニティワーク、ケアワーク等の専門性の維持・向上に取り組むとともに、組織的な人材育成を図る。

II. 社会福祉協議会の機能

1. 市区町村社会福祉協議会の機能

市区町村社会福祉協議会は、地域の実情に応じて次の機能を果たす。

- ①住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進
- ②組織化、連絡調整
- ③福祉活動・事業の企画・実施、支援
- ④相談支援
- ⑤権利擁護
- ⑥調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施
- ⑦福祉教育の推進
- ⑧地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進
- ⑨災害時等の支援
- ⑩地域福祉の財源確保および助成の実施

①住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進

- 地域福祉や地域生活課題への理解と関心を高め、住民や地域の関係者の福祉活動、ボランティア・市民活動を推進する。
- 住民や地域の関係者の「誰かの役に立ちたい」「安心して暮らせる地域をつくりたい」という声を受け止め、誰もが活動に参加できるよう支援する。

②組織化、連絡調整

- 住民や当事者、地域の関係者が対話や協議をする場をつくるとともに、協働による取り組みを促進するなど組織化を図る。
- 地域生活課題の解決や包摂的で持続可能な地域づくりのため、多様な主体間の連絡調整（コーディネート）を行う。
- 社会福祉法人等と連携・協働し、地域における公益的な取組の推進などにより、地域生活課題の解決を図る。

③福祉活動・事業の企画・実施、支援

- 住民のニーズや地域の社会資源、福祉活動・事業の状況を幅広く捉え、制度の枠内にとどまらない福祉活動・事業を企画し、実施する。また、多様な主体が行う福祉活動・事業への支援や連携を通じて、その量と質の充実を図る。
- 地域において欠かすことのできない介護サービス・障害福祉サービス等を地域の実情に応じて実施するほか、行政や地域の関係者と連携し、サービス提供体制の維持を図る。

④相談支援

- 住民や地域の関係者との多様なネットワークを活かし、地域生活課題を発見・把握し、早期対応を図る。
- さまざまな相談を受け止め、各種支援機関、住民や地域の関係者による支え合いや福祉活動と連携を図り、課題解決や継続的な支援を行う。

⑤権利擁護

- 権利擁護に関する住民や地域の関係者の理解を促進し、意識の向上を図る。
- その人らしい生活を送ることができるよう意思決定支援を行い、権利侵害の防止や、権利侵害からの回復支援を住民や地域の関係者と連携して行う。
- 行政と連携して司法を含む地域の関係者とのネットワークを構築し、総合的な権利擁護を推進する。

⑥調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施

- 住民のニーズに基づく地域福祉の推進に向けて、各種調査を行うとともに、実践に基づく研究を進める。
- 地域福祉計画等の行政計画の策定・推進に参画するほか、住民や地域の関係者とともに地域福祉活動計画等を策定するなど、地域福祉を構想し、計画的に推進する。
- 新しい制度や社会資源の創設・改善が必要な場合、住民や地域の関係者と対話と協議を重ね、機運を高めながらソーシャルアクションを行う。

⑦福祉教育の推進

- すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく、社会生活の中でともに支え合い、一人ひとりが生きる喜びを感じることができる「共に生きる力」を育む福祉教育を推進する。
- 住民や地域の関係者が地域生活課題に関心を持ち、考え、行動する主体形成を進めるため、体験や交流、ボランティア活動などを通じた学びの場を提供する。
- 住民や地域の関係者の地域福祉への理解と関心を広げ、参加を促進するための広報・啓発活動を行う。

⑧地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進

- 住民や地域の関係者が学び合い、つながる機会を提供することを通じて、ボランティアや地域福祉の活動者を育成する。
- 地域の関係者と連携し、福祉サービスを支える福祉従事者の育成や資質向上を図る。
- 対話や実践を通じて、地域福祉の活動者と従事者が相互に理解し、協働する力を育む。

⑨災害時等の支援

- 住民や地域の関係者とのネットワークを活かし、平時から福祉と防災の連携を図り、災害ボランティアセンター・地域支え合いセンター等の運営により、災害発生時から復旧・復興期までの中長期的な被災者の自立・生活再建、地域の復興支援を行う。
- 行政や関係機関と協議し、協定等により発災時の対応やそれぞれの役割をあらかじめ明確化するとともに、社協が役割を果たせるようBCP（事業継続計画）を作成する。

⑩地域福祉の財源確保および助成の実施

- 地域福祉の推進のため、公的財源や民間財源の確保および情報収集・提供を行うとともに、必要に応じて地域福祉活動等に対する助成を行う。
- 共同募金の役割や助成の効果、重要性について積極的に住民に周知し、住民主体の地域福祉実践として共同募金運動および歳末たすけあい運動を推進することで、住民の助け合い等の多様な活動を財政面から支えるとともに、寄付文化の醸成を図る。

2. 都道府県社会福祉協議会の機能

都道府県社会福祉協議会は、地域の実情に応じて次の機能を果たす。

- ①市町村社協の支援と協働
- ②住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進
- ③組織化、連絡調整
- ④福祉活動・事業の企画・実施、支援
- ⑤相談支援
- ⑥権利擁護
- ⑦調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施
- ⑧福祉教育の推進
- ⑨福祉人材の確保・育成・定着支援
- ⑩災害時等の支援
- ⑪福祉の財源確保および助成の実施

①市町村社協の支援と協働

- 市町村社協の情報共有や協議の場をつくり、課題解決に向けた取り組みをともに進める。
- 市町村社協が、それぞれの地域の実情に応じた活動・事業を展開できるよう、連絡調整、共同研究の実施、市町村社協の役職員の人材育成や組織・経営の強化に向けた支援を行う。
- 単独の市町村社協では実施が難しい場合や、市町村域を越えて対応することが必要な課題に対して、複数市町村社協の共同による事業を支援するほか、市町村社協と共同による事業を行う。

②住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進

- 都道府県域での活動者（団体）のネットワークづくりや研修等を通じて住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動を推進する。

③組織化、連絡調整

- 民生委員児童委員協議会、社会福祉法人経営者協議会、社会福祉施設種別協議会等の連絡調整（コーディネート）を行うとともに、相互の協議や連携・協働を促進し、広域的（都道府県域、ブロック圏域）な地域生活課題の共有、解決に向けた取り組みを行う。
- 福祉やその他関連分野の団体等の協議の場をつくるとともに、協働による事業を支援するなど組織化を図り、多様な主体間の連絡調整（コーディネート）を行う。
- 福祉の事業や活動を行う者に対し、サービスや活動の質の向上、地域のニーズに応じた事業展開に向けて情報提供や支援を行う。
- 社会福祉法人等と連携・協働し、地域における公益的な取組の推進などにより、地域生活課題の解決を図る。

④福祉活動・事業の企画・実施、支援

- 広域的（都道府県域、ブロック圏域）に対応すべき地域生活課題の解決のため、市町村社協や地域の関係者と連携・協働し、制度の枠内にとどまらない福祉活動・事業を企画し、実施する。
- 市町村域における福祉活動・事業を推進する基盤づくりを支援する。
- 福祉以外の分野も含めた多様な主体に働きかけ、新たな取り組みを提案するなど、福祉活動・事業の実施を支援する。

⑤相談支援

- 生活に困難を抱える人の支援に向けて、市町村社協や地域の関係者と連携・協働し、貸付を含む各種相談支援を行う。
- 市町村社協がそれぞれの地域の実情に応じた相談支援ができるよう、情報提供や研修の実施、専門職や専門機関との連携による助言等を行う。

⑥権利擁護

- 権利擁護に関する住民や地域の関係者の理解を促進し、意識の向上を図る。
- 単独の市町村社協では実施が難しい場合や、広域的に対応することが必要な場合、市町村社協や地域の関係者と連携・協働し、権利擁護を行う。
- 行政と連携して司法を含む地域の関係者との広域的なネットワークを構築し、市町村における総合的な権利擁護の体制整備を支援する。
- 福祉サービスの質の向上や適切な利用の促進等を通じて福祉サービス利用者の権利擁護を推進する。

⑦調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施

- 住民のニーズに基づく地域福祉の推進に向けて、各種調査を行うとともに、実践に基づく研究を進める。
- 地域福祉支援計画等の行政計画の策定・推進に参画するほか、住民や市町村社協、地域の関係者とともに都道府県域の地域福祉活動計画等を策定するなど、地域福祉を構想し、計画的に推進する。また、市町村域における地域福祉活動計画の策定を支援する。
- 新しい制度や社会資源の創設・改善が必要な場合、市町村社協や地域の関係者と対話や協議を重ね、機運を高めながらソーシャルアクションを行う。

⑧福祉教育の推進

- 福祉教育に対する住民や地域の関係者の理解を促進するとともに、都道府県域のプラットフォームを構築し、情報提供や研修等を通じて、市町村社協における福祉教育の推進を支援する。
- 住民や地域の関係者の地域福祉への理解と関心を広げ、参加を促進するために、都道府県域の広報・啓発活動を行う。

⑨福祉人材の確保・育成・定着支援

- 研修や資格取得支援等を通じて福祉従事者、活動者の育成、資質向上を図る。
- 福祉の仕事に関する情報提供、職業紹介等を行うほか、福祉施設・事業所と連携・協働し、職場環境の整備を促進することで、福祉従事者の確保、定着支援を図る。
- 福祉の仕事の魅力を伝える取り組みなどを行い、福祉を担う人材の裾野を広げる。

⑩災害時等の支援

- 市町村社協や地域の関係者とのネットワークを活かし、平時から福祉と防災の連携を図り、災害ボランティアセンター・地域支え合いセンター等の運営支援や広域調整、災害発生時から復旧・復興期までの中長期的な被災者の自立・生活再建、地域の復興支援を行う。
- 行政や関係機関と協議し、協定等により発災時の対応やそれぞれの役割をあらかじめ明確化するとともに、社協が役割を果たせるようBCP（事業継続計画）を作成する。
- 発災時には、行政や関係機関と協働し、災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣の支援、被災地の社協、福祉施設への支援等に必要な連絡調整を行う。

⑪福祉の財源確保および助成の実施

- 都道府県域の福祉の推進のため、公的財源や民間財源の確保および情報収集・提供を行うとともに、必要に応じて地域福祉活動等に対する助成を行う。
- 都道府県共同募金会と連携し、共同募金運動および歳末たすけあい運動が住民主体の地域福祉実践として推進されるよう、市町村社協への支援を行うとともに、都道府県域における寄付文化の醸成を図る。

3. 指定都市社会福祉協議会の機能

※ここでは、区社協設置の指定都市社協を想定。

※区社協を設置していない指定都市社協は、「1. 市区町村社会福祉協議会の機能」を参照。

指定都市社会福祉協議会は、地域の実情に応じて、次の機能を果たす。

- ①区社協の支援と協働
- ②住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進
- ③組織化、連絡調整
- ④福祉活動・事業の企画・実施、支援
- ⑤相談支援
- ⑥権利擁護
- ⑦調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施
- ⑧福祉教育の推進
- ⑨地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進
- ⑩災害時等の支援
- ⑪地域福祉の財源確保および助成の実施

①区社協の支援と協働

- 区社協の情報共有、協議の場をつくり、課題解決に向けた取り組みをともに進める。
- 区社協が、それぞれの地域の実情に応じた活動・事業を展開できるよう、連絡調整、共同研究の実施、区社協の役職員の人材育成や組織・経営の強化に向けた支援を行う。
- 単独の区社協では実施が難しい場合や、区域を越えて対応することが必要な課題に対して、複数区社協の共同による事業を支援するほか、区社協と指定都市社協の共同による事業を行う。

②住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進

- 市域での活動者（団体）のネットワークづくりや研修等を通じて住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動を推進する。

③組織化、連絡調整

- 福祉やその他関連分野の団体等の協議の場をつくるとともに、協働による事業を支援するなど組織化を図り、多様な主体間の連絡調整（コーディネート）を行う。
- 福祉の事業や活動を行う者に対し、サービスや活動の質の向上、地域のニーズに応じた事業展開に向けて情報提供や支援を行う。
- 社会福祉法人等と連携・協働し、地域における公益的な取組の推進などにより、地域生活課題の解決を図る。

④福祉活動・事業の企画・実施、支援

- 市域で対応すべき地域生活課題の解決のため、区社協や地域の関係者と連携・協働し、制度の枠内にとどまらない福祉活動・事業を企画し、実施する。
- 区域における福祉活動・事業を推進する基盤づくりを進める。
- 福祉以外の分野も含めた多様な主体に働きかけ、新たな取り組みを提案するなど、福祉活動・事業の実施を支援する。

⑤相談支援

- 住民や地域の関係者との多様なネットワークを活かし、区社協とともに地域生活課題を発見・把握し、早期対応を図る。
- さまざまな相談を受け止め、各種支援機関、住民や地域の関係者による支え合いや福祉活動と連携を図り、課題解決や継続的な支援を区社協とともにに行う。

⑥権利擁護

- 権利擁護に関する住民や地域の関係者の理解を促進し、意識の向上を図る。
- その人らしい生活を送ることができるよう意思決定支援を行うとともに、権利侵害の防止や、権利侵害からの回復支援を区社協や地域の関係者と連携して行う。
- 行政と連携して司法を含む地域の関係者とのネットワークを構築し、総合的な権利擁護を推進する。

⑦調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施

- 住民のニーズに基づく地域福祉の推進に向けて、各種調査を行うとともに実践に基づく研究を進める。
- 地域福祉計画等の行政計画の策定・推進に参画するほか、住民や区社協、地域の関係者とともに市域の地域福祉活動計画等を策定するなど、地域福祉を構想し、計画的に推進する。また、区域における地域福祉活動計画の策定を支援する。
- 新しい制度や社会資源の創設・改善が必要な場合、区社協や地域の関係者と対話と協議を重ね、機運を高めながらソーシャルアクションを行う。

⑧福祉教育の推進

- 福祉教育に対する住民や地域の関係者の理解を促進するとともに、市域のプラットフォームを構築し、情報提供や研修等を通じて、区社協における福祉教育の推進を支援する。
- 住民や地域の関係者の地域福祉への理解と関心を広げ、参加を促進するために、市域の広報・啓発活動を行う。

⑨地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進

- 住民や地域の関係者が学び合い、つながる機会を提供することを通じて、ボランティアや地域の活動者を育成する。
- 地域の関係者と連携し、福祉サービスを支える福祉従事者の育成や資質向上を図る。
- 対話や実践を通じて、地域福祉の活動者と従事者が相互に理解し、協働する力を育む。

⑩災害時等の支援

- 住民や地域の関係者とのネットワークを活かし、平時から福祉と防災の連携を図り、災害ボランティアセンター・地域支え合いセンター等の運営、災害発生時から復旧・復興期までの中長期的な被災者の自立・生活再建、地域の復興支援を区社協とともにに行う。
- 行政や関係機関と協議し、協定等により発災時の対応やそれぞれの役割をあらかじめ明確化するとともに、社協が役割を果たせるようBCP（事業継続計画）を作成する。

⑪地域福祉の財源確保および助成の実施

- 地域福祉の推進のため、公的財源や民間財源の確保および情報収集・提供を行うとともに、必要に応じて地域福祉活動等に対する助成を行う。
- 共同募金の役割や助成の効果、重要性について積極的に住民に周知し、住民主体の地域福祉実践として共同募金運動および歳末たすけあい運動を推進することで、住民の助け合い等の多様な活動を財政面から支えるとともに、寄付文化の醸成を図る。

4. 全国社会福祉協議会の機能

全国社会福祉協議会は、次の機能を果たす。

- ①都道府県・指定都市社協、市区町村社協の支援と協働
- ②多様な主体の福祉活動、ボランティア・市民活動の推進
- ③全国域における組織化、連絡調整
- ④福祉活動・事業の企画、推進
- ⑤全国における相談支援の取り組みの推進
- ⑥全国における権利擁護の取り組みの推進
- ⑦調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施
- ⑧福祉教育、啓発活動の推進
- ⑨福祉人材の育成・研修の実施
- ⑩災害時等の支援
- ⑪福祉の財源確保および助成の実施
- ⑫国際福祉活動の推進および支援

①都道府県・指定都市社協、市区町村社協の支援と協働

- 都道府県・指定都市社協、市区町村社協の情報共有、協議の場をつくり、課題解決に向けた取り組みをともに進める。
- 各社協が、それぞれの地域の実情に応じた事業・活動を展開できるよう、社協の役職員の人材育成や組織・経営の強化に向けた支援を行う。
- 単独の都道府県では実施が難しい場合や都道府県域を越えて対応することが必要な課題に対して、ブロックあるいは複数都道府県社協の共同による取り組みを支援する。

②多様な主体の福祉活動、ボランティア・市民活動の推進

- 全国域での活動者（団体）のネットワークづくりや研修等を通じて、多様な主体の福祉活動、ボランティア・市民活動を推進する。

③全国域における組織化、連絡調整

- 都道府県・指定都市社協、市区町村社協、全国民生委員児童委員連合会、全国社会福祉法人経営者協議会、社会福祉施設種別協議会等の連絡調整（コーディネート）を図るとともに、相互の協議や連携・協働を促進し、全国的な地域生活課題の共有、解決に向けた取り組みを行う。
- 社会福祉の増進のため、関係省庁と連携・協議しながら、福祉やその他関連分野の全国団体等の協議の場をつくるとともに、協働による事業を支援するなど組織化を図り、多様な主体間の連絡調整（コーディネート）を行う。
- 都道府県・指定都市域、市区町村域における社会福祉法人等の連携・協働を推進し、地域における公益的な取組の推進などにより、地域生活課題の解決を図る。

④福祉活動・事業の企画、推進

- 都道府県・指定都市社協、市区町村社協、全国民生委員児童委員連合会、全国社会福祉法人経営者協議会、社会福祉施設種別協議会等と協議、連携・協働し、制度の枠内にとどまらない福祉活動・事業の企画や既存の活動・事業の見直しを推進する。
- 福祉以外の分野も含めた多様な主体に働きかけ、連携・協働による活動・事業の実施を推進する。

⑤全国における相談支援の取り組みの推進

- 都道府県・指定都市社協や市区町村社協、福祉施設・事業が適切に相談支援に取り組めるよう、情報提供や研修機会の提供、専門職や専門機関との連携による助言等を行う。

⑥全国における権利擁護の取り組みの推進

- 都道府県・指定都市社協や市区町村社協、福祉施設・事業が行う意思決定支援や、権利侵害の防止、権利侵害からの回復支援の取り組み基盤の強化に向けて、情報提供や研修機会の提供、専門職や専門機関との連携による助言等を行う。
- 国の行政機関や司法機関、専門職組織、当事者組織等関係者と連携し、全国における総合的な権利擁護を推進する。

⑦調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施

- 都道府県・指定都市社協、市区町村社協、研究者・研究機関等と連携し、社協の活動・事業や福祉現場の実態を明らかにするための調査や、今後の制度、実践のよりよいあり方に関する研究等を行う。
- 福祉のあるべき方向性を展望し、全国の福祉関係者がめざす福祉の姿を実現するため、都道府県・指定都市社協、市区町村社協、全国民生委員児童委員連合会、全国社会福祉法人経営者協議会や社会福祉施設種別協議会等とともに計画等を策定する。
- 新しい制度の創設や制度の改善が必要な場合、都道府県・指定都市社協や市区町村社協、全国民生委員児童委員連合会、全国社会福祉法人経営者協議会や社会福祉施設種別協議会等とともに国等に政策提言・予算要望するなど、ソーシャルアクションを行う。

⑧福祉教育の推進

- 都道府県・指定都市域における福祉教育推進プラットフォームの構築推進など、全国における福祉教育の取り組みを進める。
- 住民や地域の関係者の地域福祉への理解と関心を広げ、参加を促進するため、全国に向けた広報・啓発活動を行う。
- 社会福祉関係の出版物を刊行し情報提供を行う。

⑨福祉人材の育成・研修の実施

- 福祉の指導的役割を担う従事者の養成・訓練、福祉従事者への資格付与、研修に関する調査・研究に取り組む。
- 福祉人材確保の基盤整備、人材確保・定着等に関わる調査研究、都道府県研修実施機関や人材センターとの連絡調整、支援等を行う。
- 福祉の仕事の魅力を伝える取り組みなどを行い、福祉を担う人材の裾野を広げる。

⑩災害時等の支援

- 平時から都道府県・指定都市社協、社会福祉施設種別協議会等と調整し、被災地の社協、福祉施設への支援のあり方について協議を行い、体制を整備するなど、災害時に備えた取り組みを進める。
- 災害時の役割について、平時から関係省庁等と調整し、支援のあり方について協議を行い、体制を整備するなど、事前の備えを進める。
- 発災時には、関係省庁や都道府県・指定都市社協、社会福祉施設種別協議会等と協働し、被災地の社協、福祉施設等への支援に必要な連絡調整を行う。

⑪福祉の財源確保および助成の実施

- 全国における福祉の推進のため、公的財源や民間財源を確保するとともに、必要に応じて助成を実施する。
- 中央共同募金会と連携し、共同募金運動および歳末たすけあい運動が住民主体の地域福祉実践として推進されるよう、都道府県・指定都市社協、市区町村社協への支援を行うとともに、全国における寄付文化の醸成を図る。

⑫国際福祉活動の推進および支援

- 民間社会福祉分野における国際交流や福祉従事者の育成、各国における福祉活動の発展に向けた支援活動等を行う。また、社会福祉による連帯・協働を促し、国際福祉の向上に取り組む。

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会法人設立 70 周年記念小史

令和 7 年（2025 年）12 月発行

社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会

〒 640-8545 和歌山市手平 2 丁目 1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 7 階

電話 073-435-5222 FAX 073-435-5226 (代表)

E-mail : washakyo@wakayamakenshakyo.or.jp

ホームページ : <https://www.wakayama-wel.jp/>

[県社協ホームページ](#)

[県社協 SNS アカウント](#)





The logo features the number '70' in a stylized orange font. The '0' has a white smiley face in its center. A small orange star is positioned above the top curve of the '0'. Above the '7', there is an illustration of an orange with a green stem and a small leaf. Below the '0', the word 'th' is written in a smaller, orange, lowercase sans-serif font. Underneath '70th', the word 'ANNIVERSARY' is written in a bold, red, uppercase sans-serif font.

70th
ANNIVERSARY



社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会